

# 第2期 酒々井町 地域福祉計画 地域福祉活動計画

「みんなで創ろう ～助け合い・支え合う  
福祉の町 酒々井～」



平成30年3月

酒々井町  
社会福祉法人酒々井町社会福祉協議会

## 町長あいさつ



少子高齢化、人々の価値観やライフスタイルの多様化など地域社会の変容に伴い、当町においても、家庭や地域でお互いが助け合い、支えあう相互扶助が薄れてきており、行政の対応だけでは解決できない様々な課題が山積しております。このため、地域のあり方や地域活動の意義が大きく問われております。

このような中、支援を必要としている人をはじめとして、町民の生活を地域で支援していくためには、公的な機関による施策、サービスだけでなく、「住民協働」による取り組みが必要となります。

地域住民、町、社会福祉協議会がこれまで以上に連携を図っていくために、町の「酒々井町地域福祉計画」と、社会福祉協議会の「酒々井町地域福祉活動計画」を一つの計画として策定しております。この計画を推進していくため、緊密なネットワークを基盤として、計画の推進を図りたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いします。

町民の皆様方におかれましても、お一人おひとりがお互いに助け合い支え合っていく地域社会の一員として、ボランティア活動や高齢者、障害者の支援活動等の福祉活動に積極的に参加をしていただき「助け合い・支え合う、福祉の町 酒々井」実現のためご支援、ご協力を賜われますようお願い申し上げます。

結びに、この度の第2期計画を策定するにあたり貴重なご意見、ご審議をいただきました酒々井町地域福祉計画策定委員の皆様、各種アンケートにご意見をいただきました町民、団体及び事業者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

酒々井町長 小坂 泰久

# 社会福祉協議会会長あいさつ



近年地域社会では、少子高齢化や核家族化等の社会環境の変化により、住民同士のつながりが薄れ、さらには経済状況の厳しさも相まって、生活困窮、介護、子育てに対する不安等私たちを取り巻く福祉課題は複雑・多様化しています。

そのような現状の中、これからは地域で抱えている困りごとや課題を地域住民、行政、社会福祉協議会、各種機関等が連携して解決に取り組むことが重要となっております。

こうした状況を踏まえ酒々井町社会福祉協議会では、行政と連携して、平成25年4月に第1期地域福祉計画並びに地域福祉活動計画を官民協働で策定し事業展開をしてまいりましたが、5年間の計画期間満了に伴い、平成29年2月に公募委員、福祉関係団体、ボランティア、NPO等より19名の委員で第2期地域福祉計画策定委員会を組織し計画づくりに参加していただきました。

第2期計画の基本理念であります「みんなで創ろう～助け合い・支え合う福祉の町 酒々井～」は第1期計画の理念を引き継ぎ、地域で支え合うための基盤づくりを推進するため、社会福祉協議会といたしましても町民の皆様・行政・自治会・関係機関等との連携を図り、計画に基づいて事業展開をして参ります。

終わりに本計画の策定ご協力をいただきました順天堂大学松山准教授をはじめとする策定委員の皆様や、アンケートにご協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人  
酒々井町社会福祉協議会  
会 長 齋 藤 甲 一

# 第2期 酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画 ～目次～

## 第1章 計画の策定について

- 1 地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは・・・・・・・・ 1～2
- 3 地域福祉推進の背景と必要性・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の位置づけ
  - (1) 社会福祉法での位置づけ・・・・・・・・・・ 2～3
  - (2) 町の計画としての位置づけ・・・・・・・・ 3
- 5 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 計画の策定体制と手順
  - (1) 策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (2) 策定の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (3) 第2期地域福祉計画策定委員会活動経過・・・・ 6
  - (4) 地域福祉フォーラム開催実績・・・・・・・・ 7

## 第2章 酒々井町の現状と課題

- 1 町の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～9
- 2 各種統計
  - (1) 町の人口の推移と予測・・・・・・・・・・ 10
  - (2) 地域ごとの年齢別人口と高齢化率・・・・ 11～14
  - (3) 障害のある人・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - (4) 介護保険制度・・・・・・・・・・・・・・・・ 15～16
  - (5) ひとり親家庭・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - (6) 生活保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (7) ボランティア・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (8) 町の交通事情・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 調査の結果など
  - (1) 回答者の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  - (2) アンケート結果の概要・・・・・・・・・・ 19～20
- 4 各種統計や調査結果からみえる課題・・・・・・・・ 21

## 第3章 計画の基本理念と体系図

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

## 第4章 計画の本論（施策の展開）・・・・・・・・・・ 24

### 1 安心・安全

- (1) 在宅支援・・・・・・・・・・ 25～26
- (2) 健康づくり・・・・・・・・・・ 27～28
- (3) 支援・・・・・・・・・・ 29～35
- (4) 生活福祉・・・・・・・・・・ 36
- (5) 防災対策・・・・・・・・・・ 37～38
- (6) 活動拠点・・・・・・・・・・ 39～40
- (7) 移動手段・・・・・・・・・・ 41

### 2 協働

- (8) 見守り・支え合い・・・・・・・・・・ 42
- (9) 相談・・・・・・・・・・ 43
- (10) 連携・・・・・・・・・・ 44
- (11) ボランティア・・・・・・・・・・ 45

### 3 交流

- (12) 交流の場・・・・・・・・・・ 46
- (13) 福祉施設・・・・・・・・・・ 47～48
- (14) 生きがいづくり・・・・・・・・・・ 49
- (15) 広報・情報・・・・・・・・・・ 50

## 第5章 計画を推進するためには

- 1 計画の普及と啓発・・・・・・・・・・ 51
- 2 計画の推進と評価・・・・・・・・・・ 51～52

## 第6章 酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画に寄せて

(コラム)・・・・・・・・ 53～63

### 【参考資料】

- 1 策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・ 65
- 2 策定委員名簿・・・・・・・・・・ 66
- 3 用語の解説・・・・・・・・・・ 67～71

# 第1章 計画の策定について

## 1 地域福祉とは

地域福祉とは「障害の有無や年齢にかかわらず福祉サービスを必要とする人が身近な『地域』でその人らしい自立した生活を送る」ことを実現して、誰もが地域で、その人らしく安心した生活が送れるようにすることを目指すことです。

私たちが住んでいる酒々井町で誰もが安心して暮らせるために困りごとや課題を地域の住民、行政、社会福祉協議会、事業者や団体が協力して解決に向けて取り組んでいくものです

## 2 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された市町村地域福祉計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域において社会福祉に関する活動を行うものであり、社会福祉を目的とする事業を経営するものが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動、行動計画です。その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において福祉課題の解決をめざして住民や民間団体の行う解決活動と必要な資源造成、配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的にまとめた民間計画です。

地域住民、町、社会福祉協議会がこれまで以上に緊密な連携と協働を図っていくために、本計画は、町の行政計画である「酒々井町地域福祉計画」と、住民を構成員とする社会福祉協議会を中心とした民間の計画である「酒々井町地域福祉活動計画」を一体的なものとして策定したものです。

社会福祉法（抄）  
（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項  
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 3 地域福祉推進の背景と必要性

昨今、少子高齢化をはじめとして社会が大きく変化し、人々の価値観や考え方、ライフスタイルも多様化してきており、地域社会の変容等により、不安やストレス、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待などの生活上の諸課題が複雑多様化しています。こうした中、地域社会の成り立ちも大きく変わってきています。家庭や地域でお互いが助け合い、支えあう相互扶助の機能が薄れてきており、従来のような福祉行政が分野別に対応するだけでは解決できない様々な福祉課題が山積しています。

国では、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しています。

このような中、地域ではボランティアやNPOなどの活動が活発となり、社会福祉を通じた新たなコミュニティ形成で動き出しています。地域で相互に支える社会福祉に変わっていくためには、地域住民の参画が不可欠となります。社会福祉を特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、協働や共助による福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして、とらえることが必要です。

### 4 計画の位置づけ

#### (1) 社会福祉法での位置づけ

平成14年1月に開催された厚生労働省所管中央社会福祉審議会において「市町村地域福祉計画策定指針」では、誰もが安心して暮らせる福祉社会を将来にわたり創っていくために、「個人が人としての尊厳をもって家庭や地域の中で年齢や障害の有無にかかわらず、その人らしい安心した生活が送れるよう自立支援することにある」こういった理念を地域福祉において具現化するために地域福祉の推進を図るべきであるとしています。これを受けて社会福祉法では、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉を推進する主体と目的」を定めています。

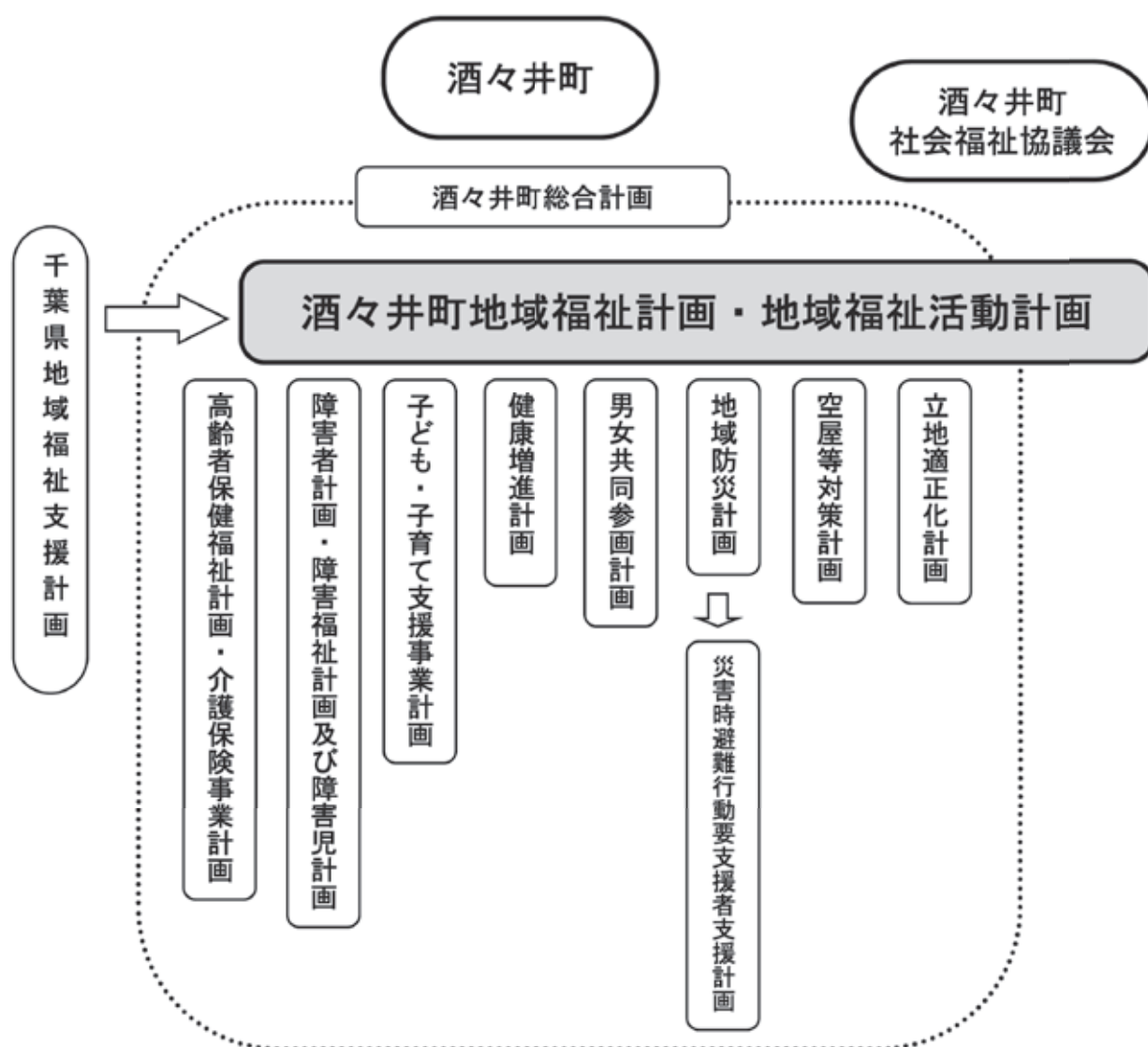
地域福祉計画は地域の福祉を推進するため、社会福祉法第107条の規定に定められています。

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

## (2) 町の計画としての位置づけ

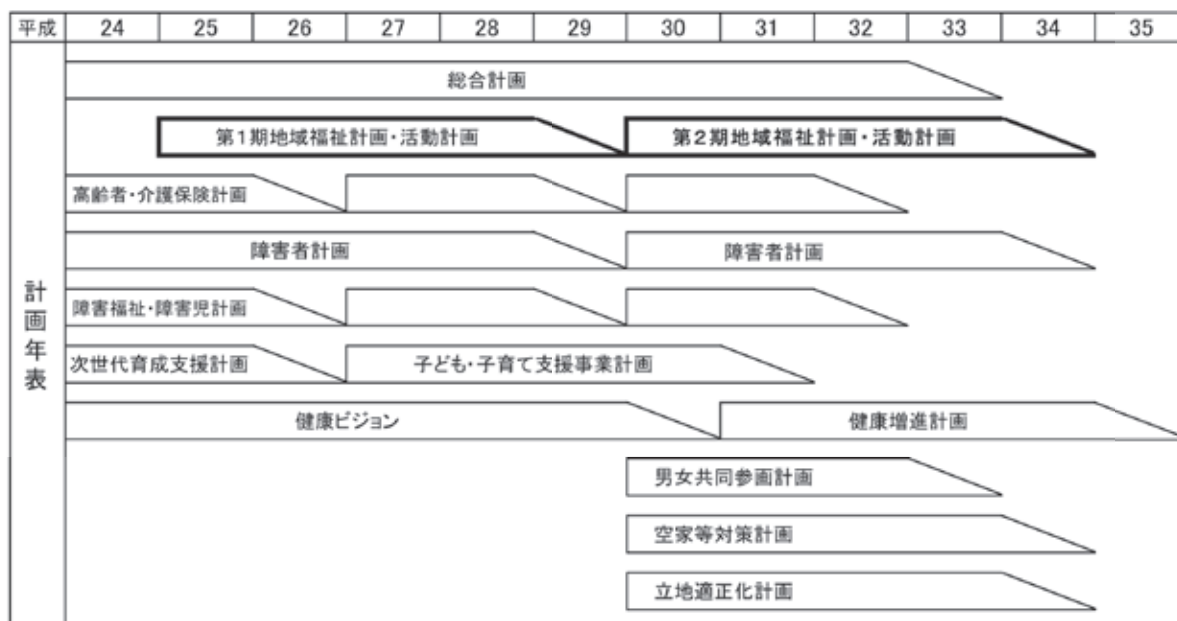
酒々井町地域福祉計画は、酒々井町総合計画、基本計画を上位計画とし、地域福祉の取り組みの方向性を具体化するもので、各種分野別計画との整合性と連携を図って、地域福祉の視点、理念、方針などを明示し地域における展開を総括する役割をもつものです。

このため本計画は高齢者、障害者、子どもなどの分野に共通する理念や考え方を明らかにするとともに、それらにまたがる事項を横断的に定める計画であり、総合計画と各種分別計画の中間に位置づけるものです。



## 5 計画の期間

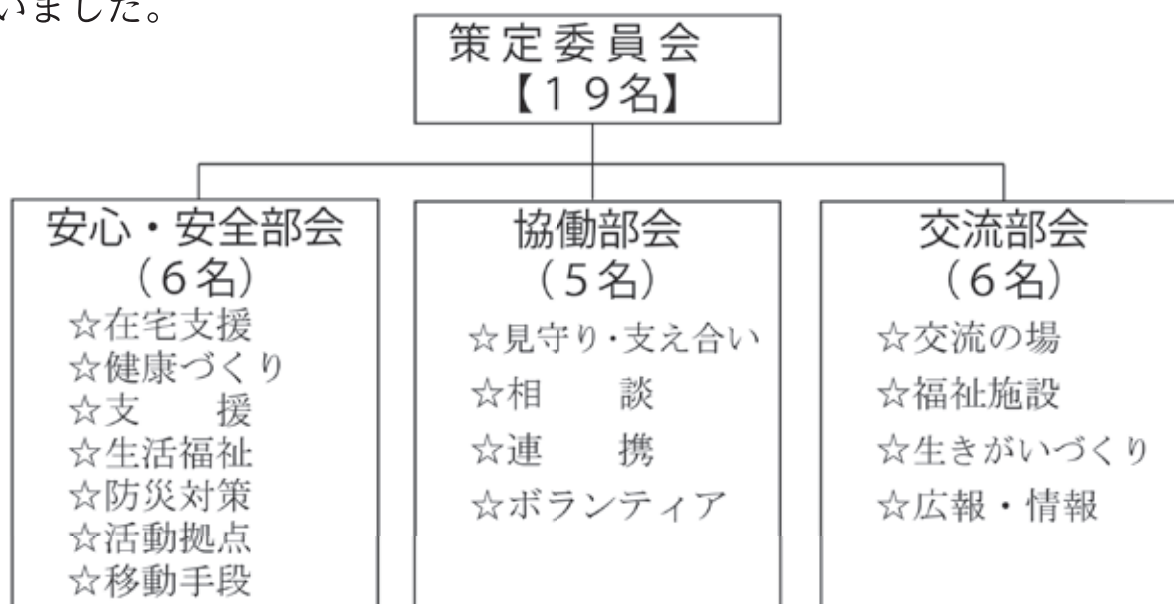
- ①平成30年度から平成34年度までの5年間とします。
- ②計画を推進、評価する体制を確保します。



## 6 計画の策定体制と手順

### (1) 策定体制

本計画の策定にあたって、酒々井町の地域福祉に関わりのある学識経験者や福祉関係者、地域関係者などで構成する「酒々井町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の理念、取り組みの方向性についての議論を行い、更に3部会（安心・安全部会、協働部会、交流部会）に分かれて課題や要望に対して、具体的にこれからの取り組みの方向性を検討しました。事務局として町及び社会福祉協議会の職員が参加し、両計画（地域福祉計画と地域福祉活動計画）の一体的な策定のための作成作業を行いました。



## (2) 策定の手順

### ・第1段階 ～第1期計画の評価～

地域福祉計画推進委員会で第1期計画の進捗と評価について協議するとともに、今後の推進方法について検討する。

### ・第2段階 ～地域福祉課題の収集～

地域の中にある生活課題や福祉課題を具体的に収集し整理して、課題の共有と優先順位づけを行う。

### ・第3段階 ～計画の理念の設定～

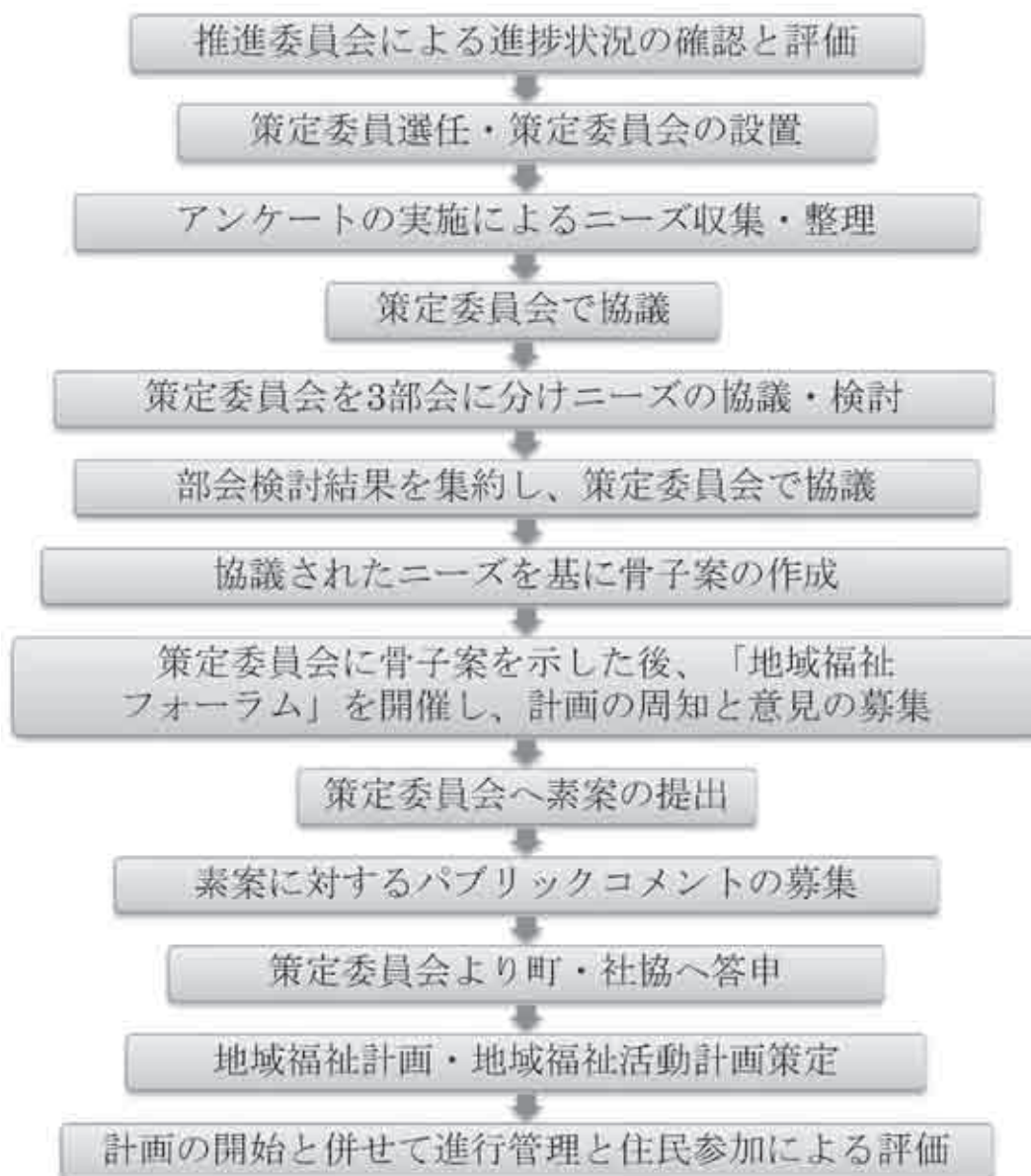
課題の収集と整理を行いながら、計画の目的、目標、理念を考えていく。

### ・第4段階 ～課題解決のための検討（計画化）～

計画の方向性をふまえて具体的に地域課題を解決するための方法について検討を行う。

### ・第5段階 ～計画と地域福祉の進行管理～

計画策定後の進行管理と住民参加による評価と推進を行う。



### (3) 第2期地域福祉計画策定委員会活動経過

#### ●第2期地域福祉計画策定委員会

有識者、一般公募、議会代表、福祉団体代表より委員19名を委嘱し、アンケート結果に基づいて、地域課題を把握し住民の立場で議論してまいりました。

| 開催日             | 内容                                     |
|-----------------|----------------------------------------|
| 平成29年 2月 9日 (木) | 委嘱状交付<br>第1期計画進捗状況について<br>第2期計画の策定について |
| 平成29年 3月23日 (木) | 第2期計画の策定について                           |
| 平成29年 6月29日 (木) | 課題収集と分析 グループ討議                         |
| 平成29年 9月28日 (木) | アンケート結果について<br>各部会の開催について              |
| 平成29年11月24日 (金) | 部会の結果報告                                |
| 平成30年 1月18日 (木) | 計画の素案について<br>地域福祉フォーラムについて             |
| 平成30年 2月26日 (月) | 計画の素案について                              |
| 平成30年 3月28日 (水) | 計画の答申                                  |

#### ●第2期地域福祉計画策定部会

計画の内容をより細かく検討するため、策定委員17名を3部会に分け、計画の内容について協議を行いました

| 部会名     | 開催日             |
|---------|-----------------|
| 安心・安全部会 | 平成29年10月 6日 (金) |
|         | 平成29年10月13日 (金) |
|         | 平成29年10月27日 (金) |
|         | 平成29年11月10日 (金) |
| 協働部会    | 平成29年10月10日 (火) |
|         | 平成29年10月17日 (火) |
|         | 平成29年11月 7日 (火) |
| 交流部会    | 平成29年10月 3日 (火) |
|         | 平成29年10月17日 (火) |
|         | 平成29年10月31日 (火) |



#### (4) 地域福祉フォーラム開催実績

計画の周知や、地域活動を紹介する場として「地域福祉フォーラム」を開催しました。

| 開催日           | テーマ                                                                                                     |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成25年2月16日(土) | 第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画について<br>・計画策定部会による発表                                                                  |
| 平成26年2月22日(土) | 地域交流のきっかけづくり<br>・一人暮らし高齢者との昼食会<br>・布ぞうり作りを通じた交流活動<br>・子ども会活動を通じて<br>・災害時における町内福祉施設の対応                   |
| 平成27年2月20日(金) | 地域交流のきっかけづくり<br>・地域交流：NPO B-net 子どもセンター<br>墨SSSCの活動<br>・健康づくり：ウォーキングマップ<br>ラジオ体操                        |
| 平成28年2月22日(土) | 東日本大震災から5年「地域の防災は？」<br>・東しすい2丁目自主防災組織<br>・アイビ・ネオハイツ酒々井管理組合<br>・酒々井町消防団<br>・手をつなぐ親の会<br>・東酒々井4丁目民生委員児童委員 |
| 平成29年2月26日(日) | 安心して外出できる環境について考えてみませんか？<br>・酒々井町ふくしマップ作製実行委員会<br>・佐倉市千代田地区社会福祉協議会                                      |
| 平成30年1月28日(日) | 第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画について<br>・計画策定部会による発表                                                                  |



## 第2章 酒々井町の現状と課題

### 1 町の姿

当町は千葉県北部にあり、首都東京からは50km圏、千葉市からは20km圏に位置しています。北は国際空港と門前町の成田市、東は八街市、富里市、南西は歴史と文化の城下町の佐倉市、北西は印旛沼をへだてて印西市にそれぞれ接しています。北総台地の中央に位置するため、谷津の多い丘陵地となっており、丘陵地の平坦部に市街地が形成されています。気候は、きわめて温暖であり、緑豊かな自然に包まれて快適な生活環境に恵まれています。

首都圏近郊整備地帯に属し、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を基本に早くから計画的な土地利用を進めてきました。平成25年には東関東自動車道の酒々井インターチェンジが供用を開始し、併せて酒々井プレミアム・アウトレットのオープンにより南東部地域の活性化が進んでいます。

また、急速な高齢化という時代の流れの中にあっても、将来に希望が持てる持続可能で高品質なコンパクトシティを基本にまちづくりを進めています。



国指定史跡本佐倉城跡



印旛沼は釣りのメッカ

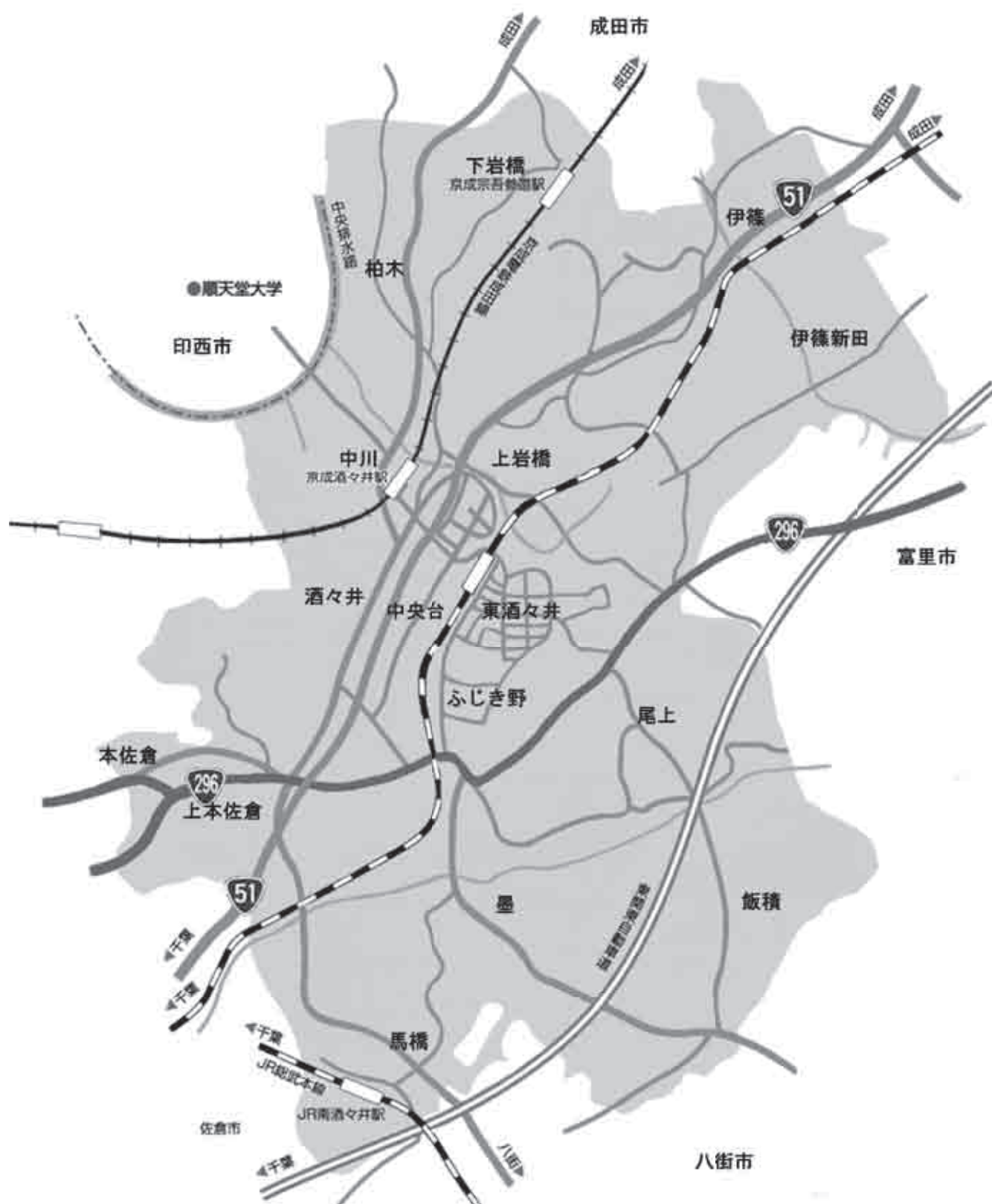


J R 酒々井駅周辺の街並み



J R 酒々井駅のエレベーター

## 酒々井町全体図



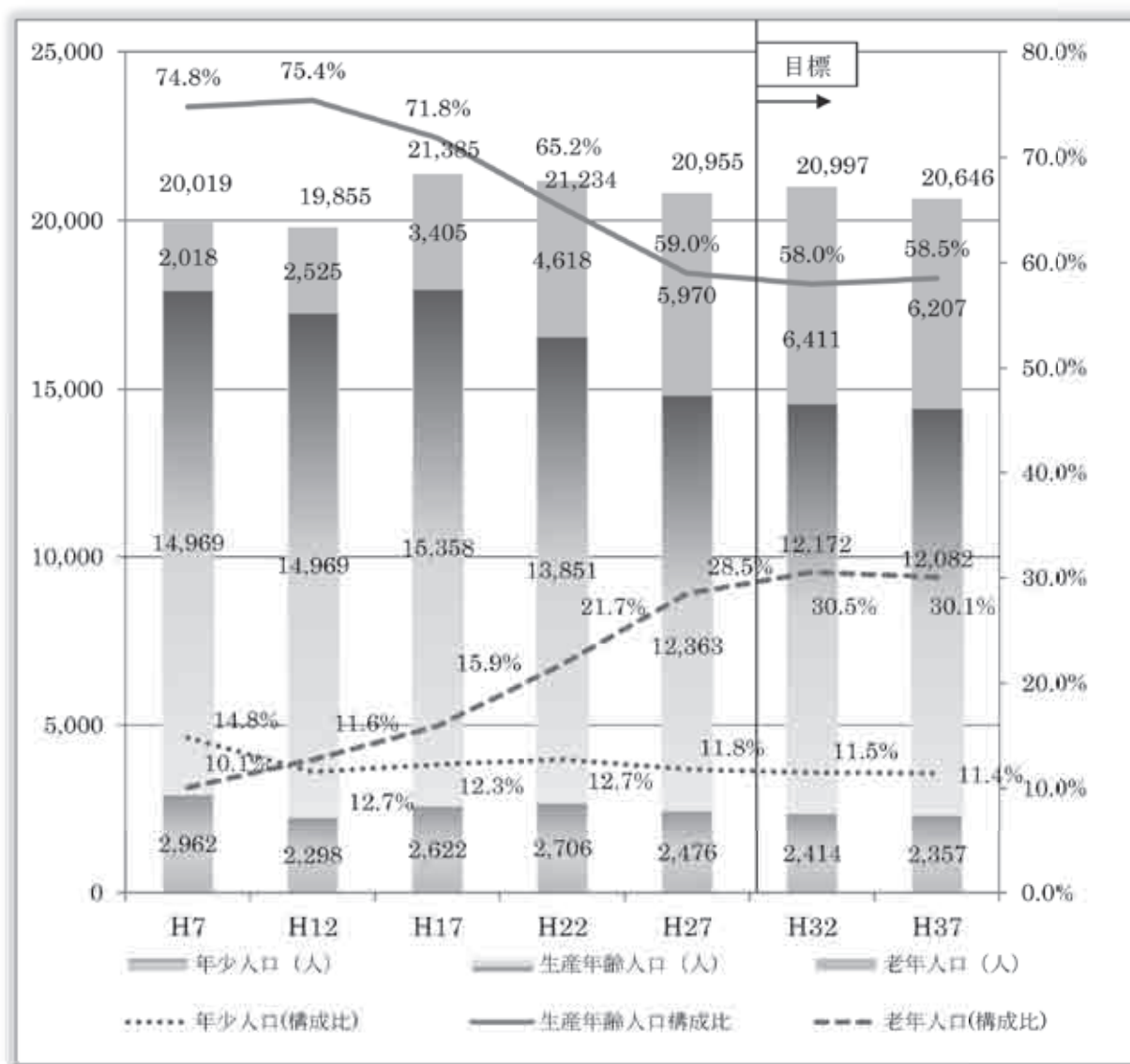
## 2 各種統計

### (1) 町の人口の推移と予測

総人口は、平成7年に20,019人と2万人の大台を超えた後、平成12年にはいったん減少に転じましたが、平成17年ふじき野地区の住宅開発などの要因により再び増加し、21,385人となりました。しかし平成22年には21,234人と再度減少し、平成27年には20,955人とさらに減少しています。

年齢別にみると、年少人口（0～14歳）は平成7年から平成12年にかけて664人減少しましたが、平成12年から平成17年にかけて324人増加しており、その後平成22年をピークに減少傾向にあります。生産年齢人口（15歳～64歳）は平成7年から平成17年にかけて389人増加しましたが、平成22年には1,507人減少し、平成27年にはさらに1,488人減少しています。高齢人口（65歳以上）は一貫して増加しており、20年間で3,952人増加しています。町の人口の推移と予測は、以下の表のとおりです。

(出典：平成27年国勢調査、平成27年町人口ビジョン)

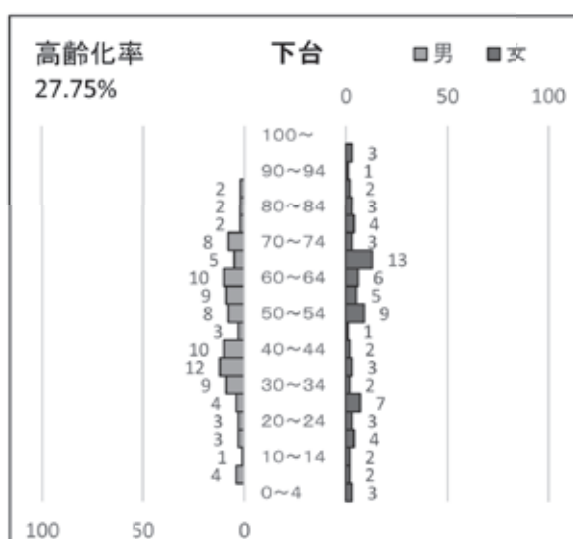
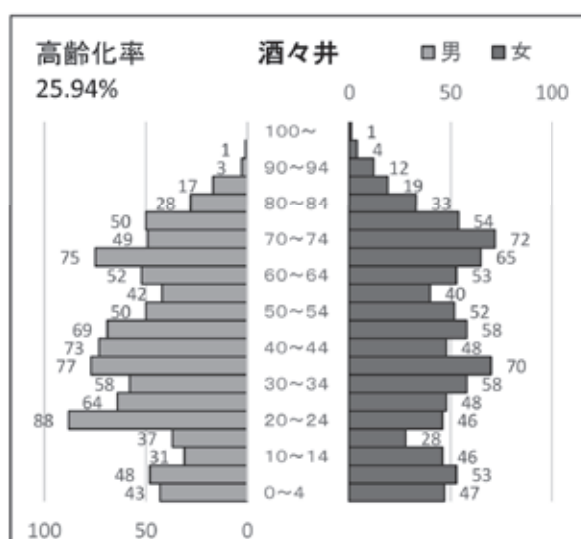
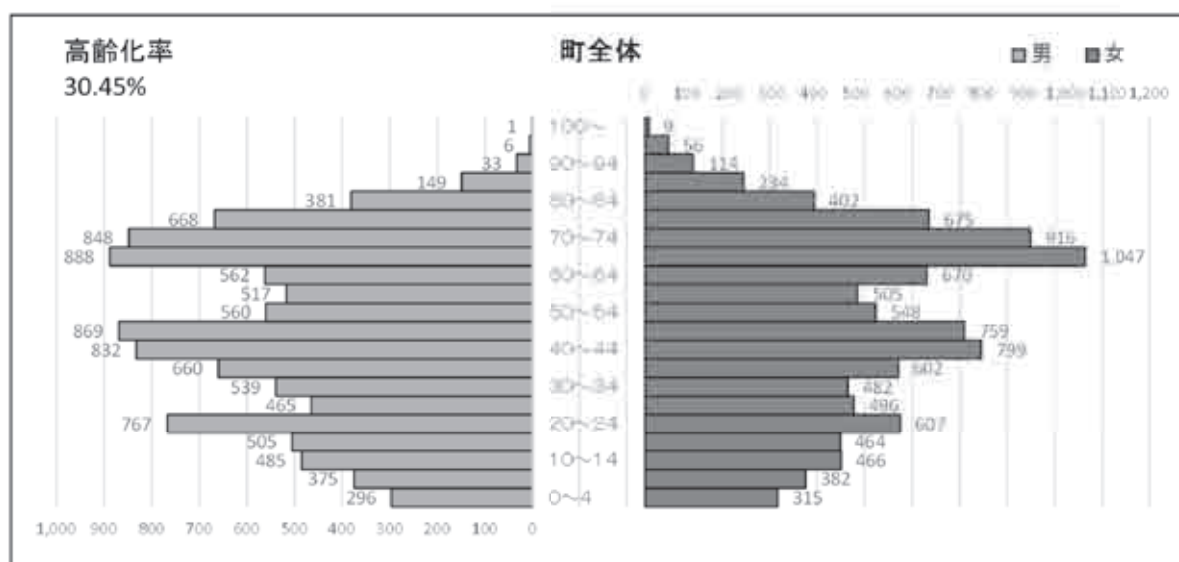


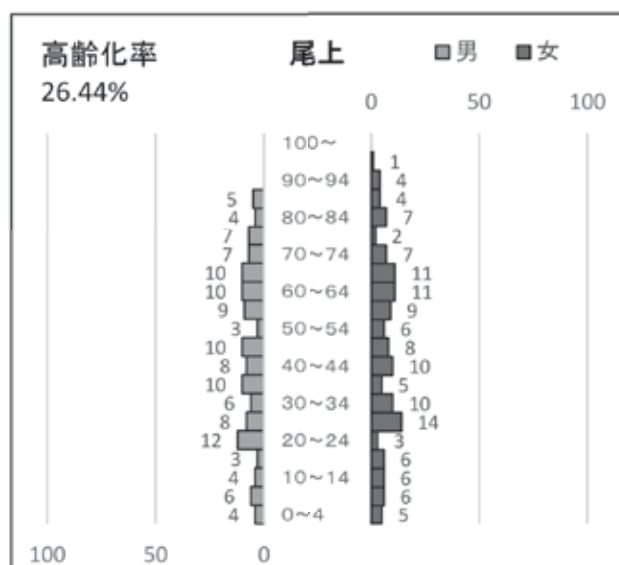
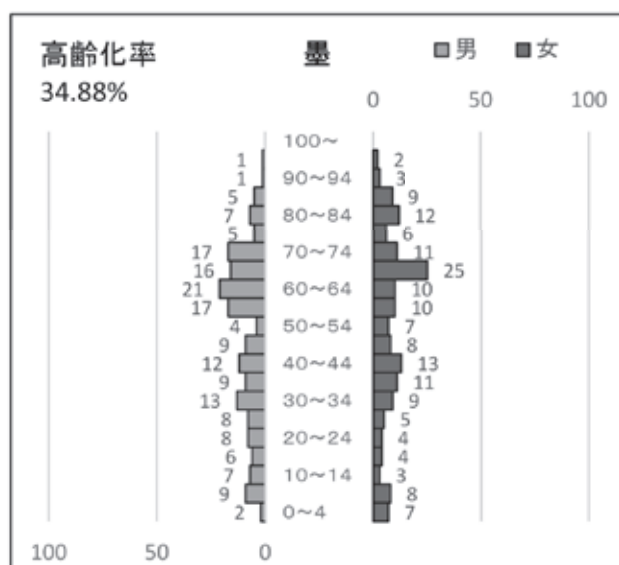
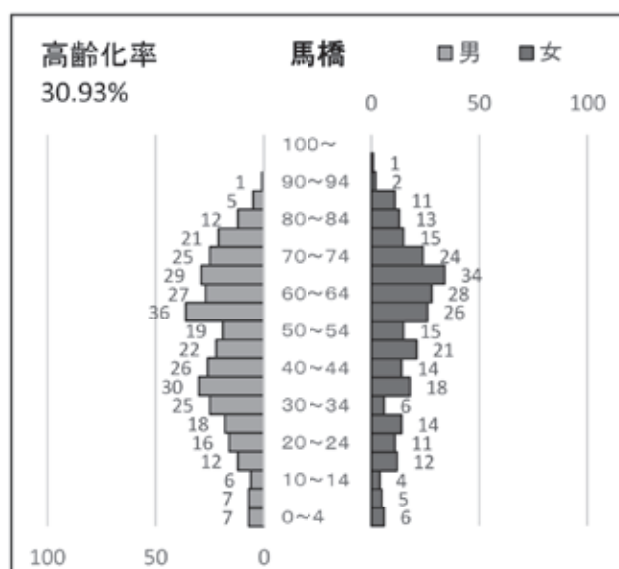
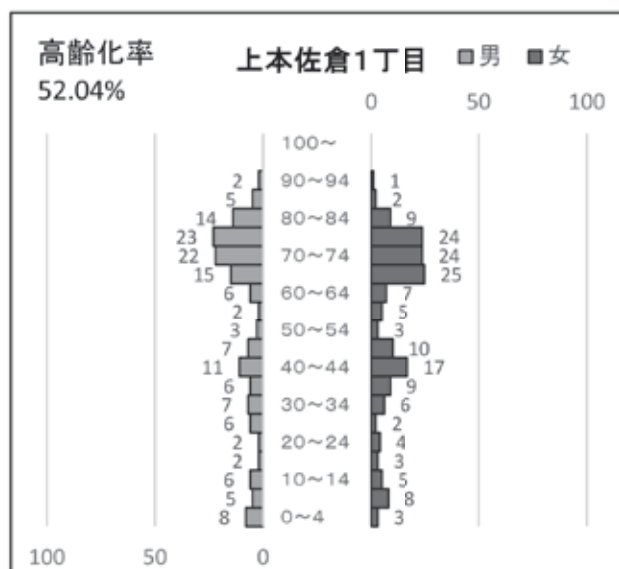
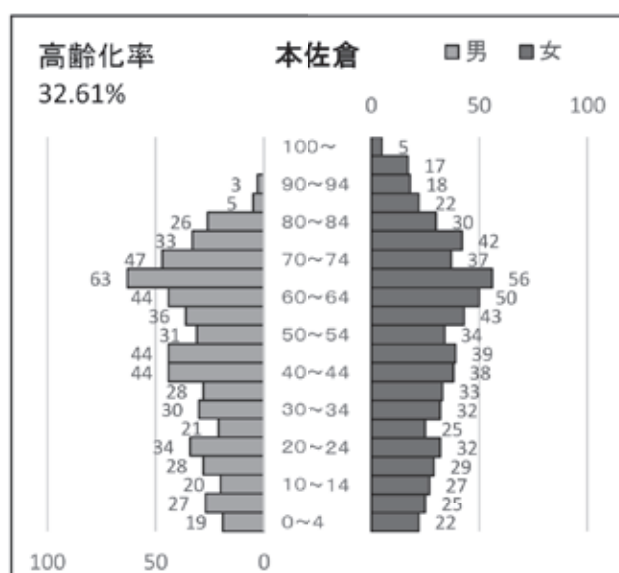
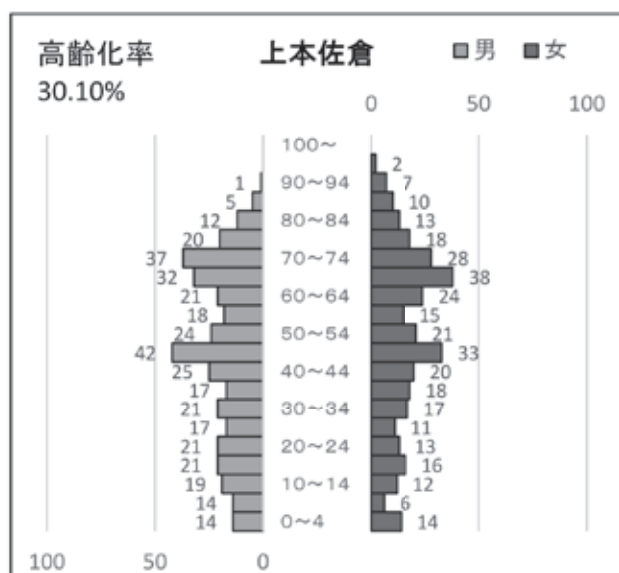
## (2) 地域ごとの年齢別人口と高齢化率

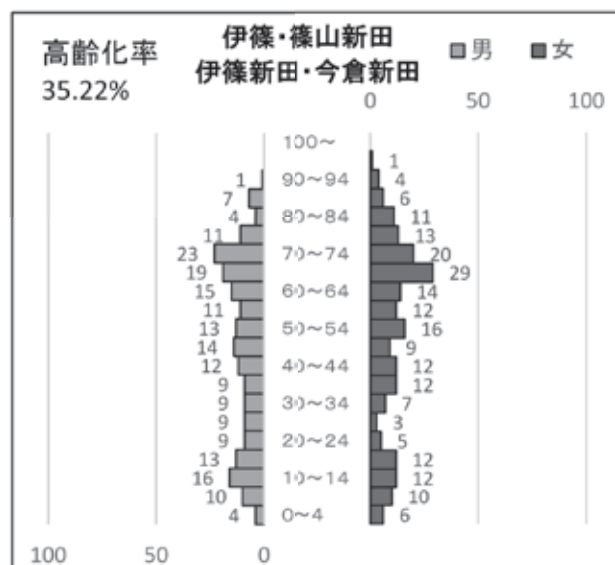
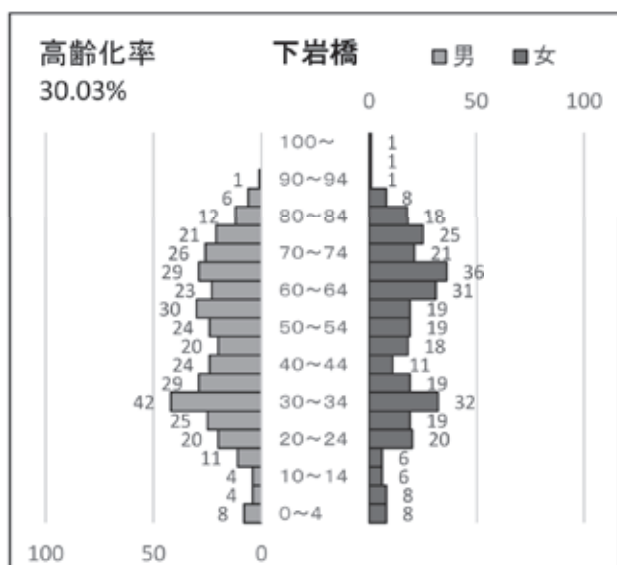
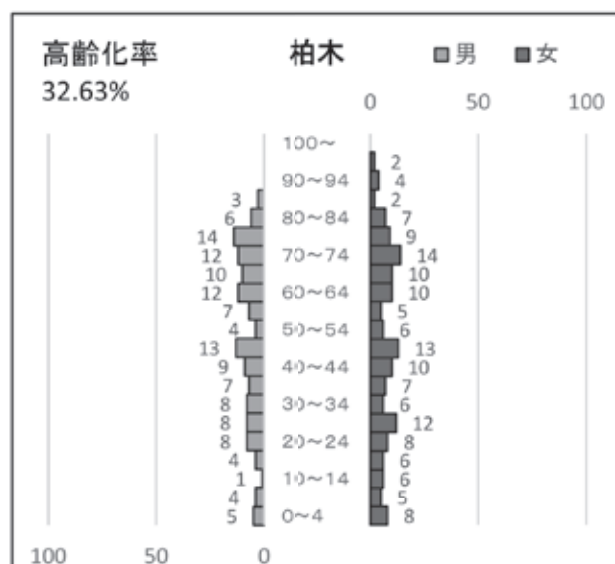
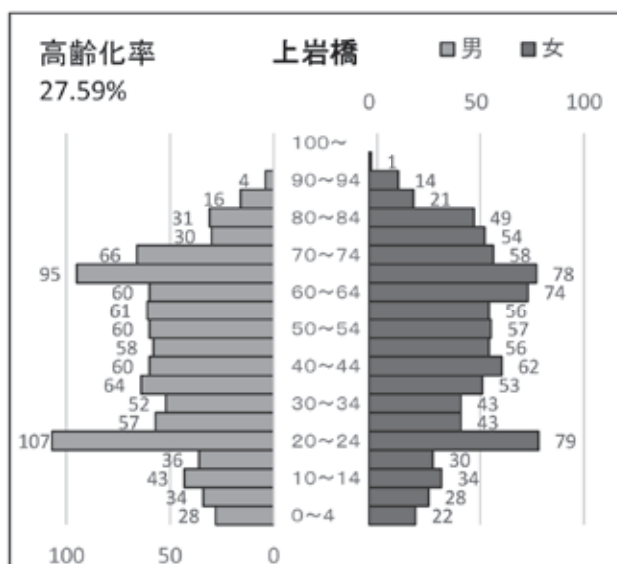
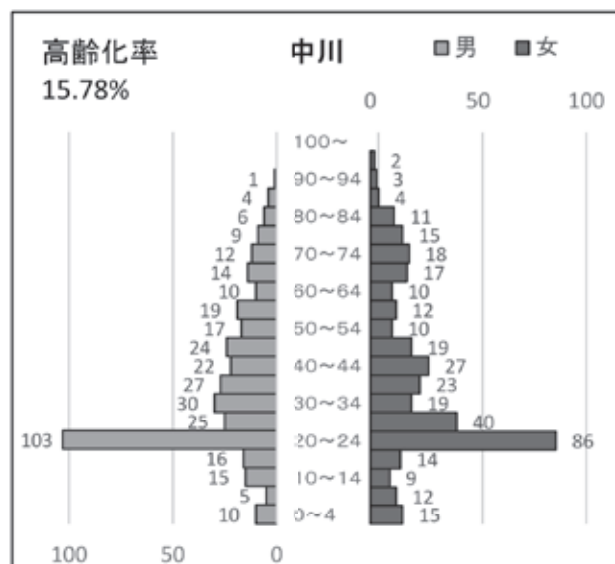
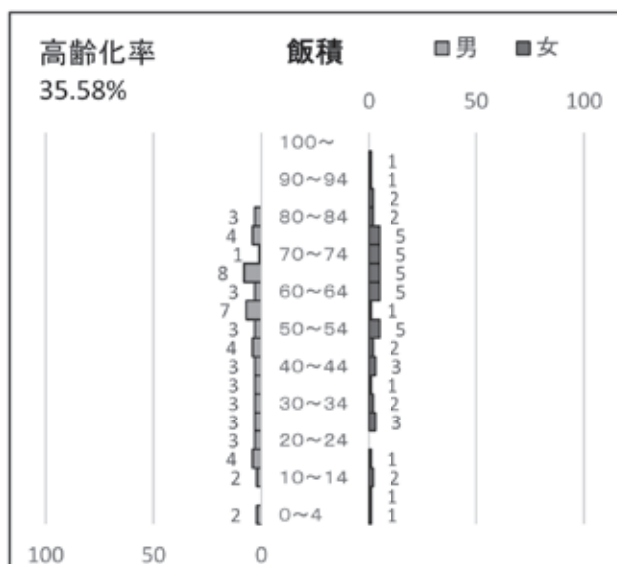
町の人口を年齢別にみると、男女とも70歳前後が最も多く、次に多いのが40歳代となっております。また、20～24歳の男性が多いのが特徴的となっております。高齢化率は30.45パーセントとなっております。

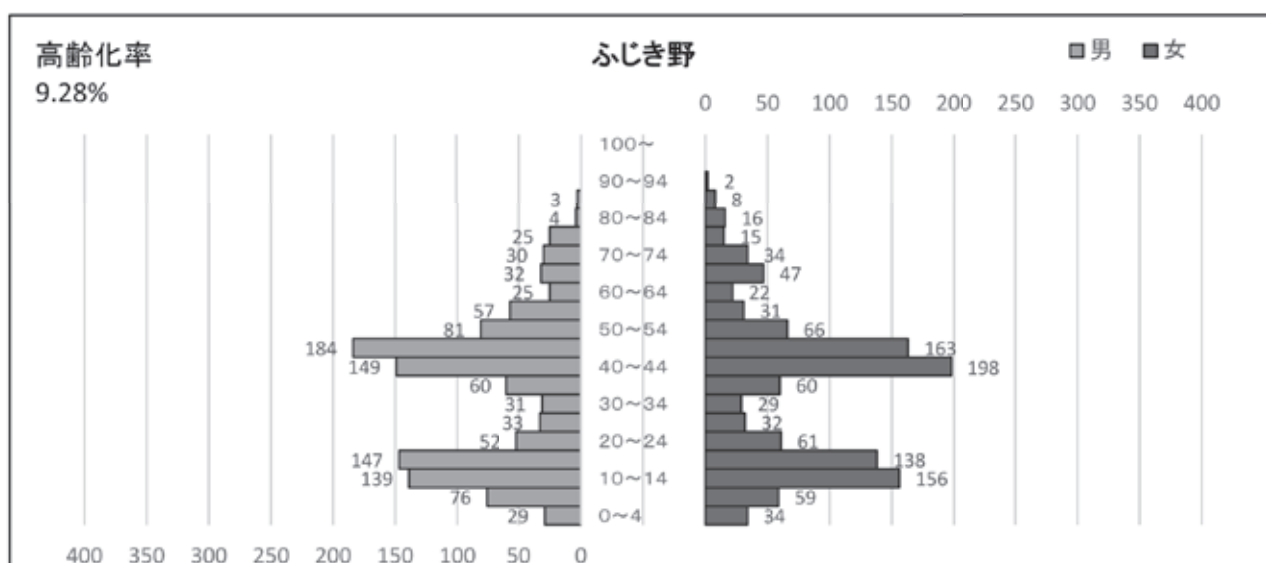
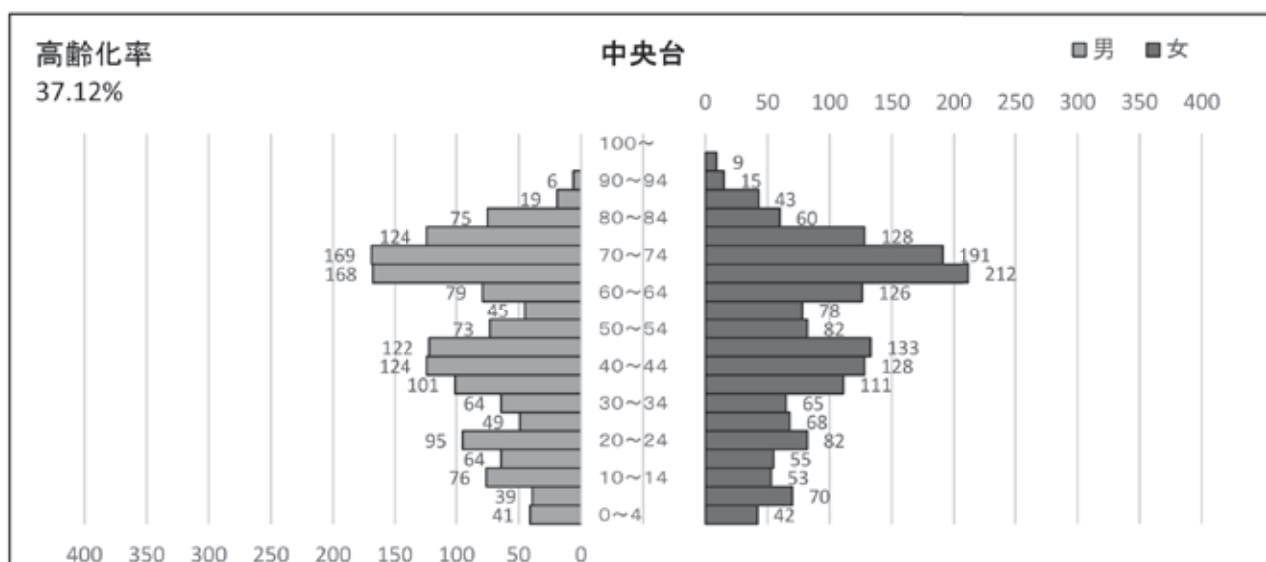
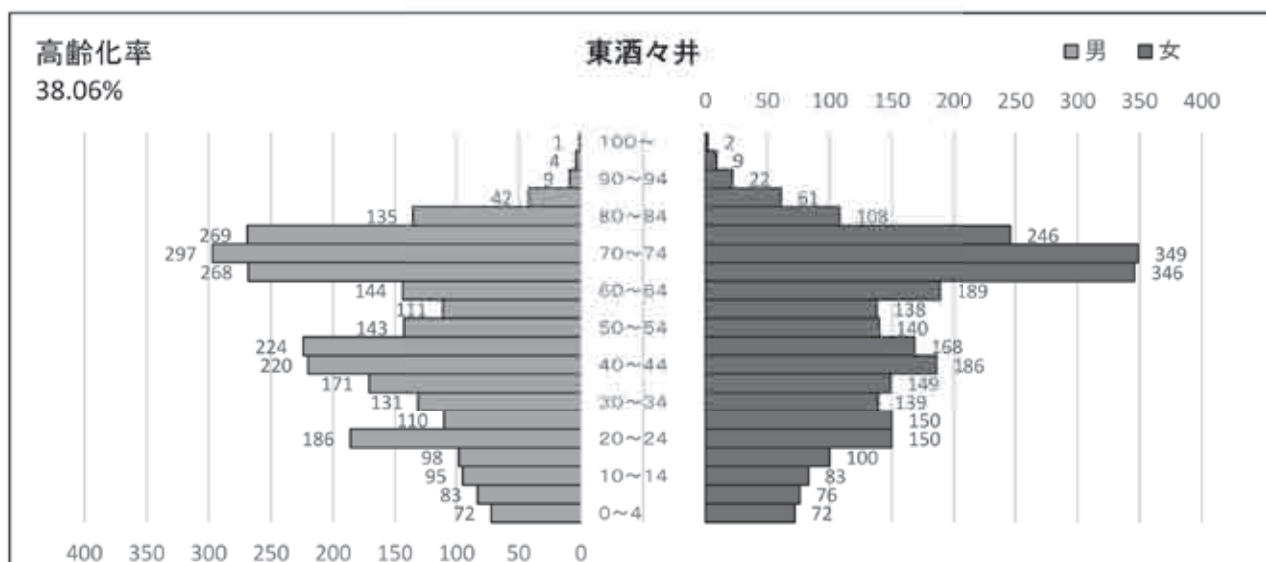
また、地域別にみると、上本佐倉1丁目は高齢化率が50パーセントを超えており、逆に新興住宅地のふじき野は高齢化率が10パーセント以下で子育て世代が多く住んでいることがわかります。中川や上岩橋は20代の人口が多く順天堂大学の学生が多く住んでいることがうかがえます。東酒々井や中央台は60代後半から70代の団塊の世代が多く高齢化率も35パーセントを超えており、地域ごとに人口構成に特徴があることがわかります。各地域の年齢別人口と高齢化率は以下の表のとおりです。

(平成30年1月1日現在、住民基本台帳人口)









### (3) 障害のある人

#### ・身体障害（児）者手帳所持者の状況

平成28年3月現在、628人となっています。平成24年と比較すると67人の増加で伸び率では11.9%の増加となっています。対人口比では2.98%となっています。

#### ・知的障害（児）者手帳所持者の状況

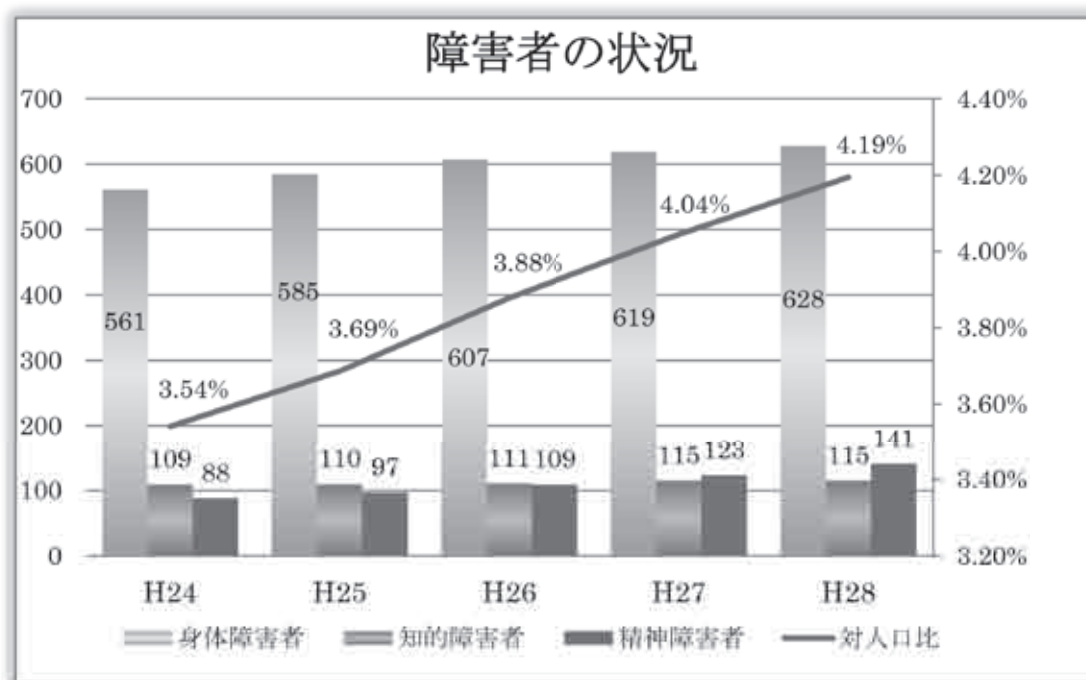
平成28年3月現在、115人であり、対人口比は0.55%となっています。平成24年との比較では、この5年間で6人の増加となっています。

#### ・精神障害者保健福祉手帳所持者

平成28年3月現在、141人となっています。平成24年に比べ53人、伸び率では60.2%の増加と著しく増加しています。また、通院医療費公費負担件数は、平成28年は278件であり平成24年に比べ69件、伸び率では33.0%の増加となっています。

町の障害者数の推移は、以下の表のとおりです。

(出典：平成30年町障害者計画)



### (4) 介護保険制度

平成12年から開始した介護保険制度は、65歳以上の方で寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする方（要介護状態）、65歳以上で家事や身支度等、日常生活に支援が必要な方（要支援状態）、40歳以上64歳までの方で、初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気（特定疾患）により要介護状態や要支援状態となった方を対象に、介護保険サービスを提供しています。本人や家族からの申請に基づき訪問調査を行い、審査を経て認定となります。

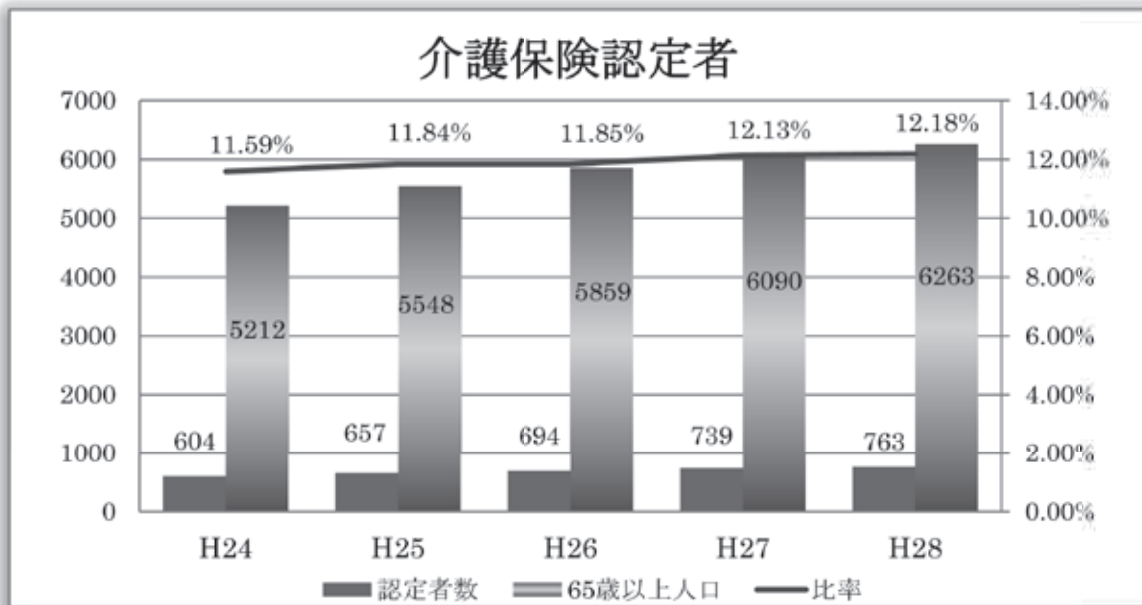
#### ・介護保険で受けられるサービスの内容

①在宅でのサービスとして、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所・

訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、訪問看護、通所介護（デイサービス）、短期入所生活・療養介護（ショートステイ）、認知症対応型共同生活介護、福祉用具の貸与・購入、住宅改修費の支給、などがあります。

②施設利用サービスとして、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などへの入所や機能訓練などを受けることができます。町の介護保険認定者の推移は、以下の表のとおりです。

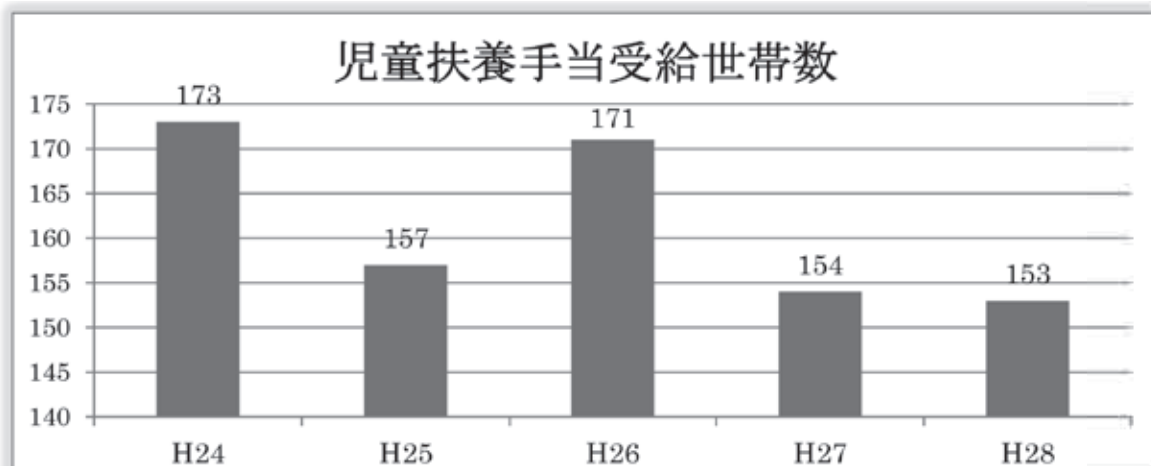
（出典：平成30年町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）



### （５）ひとり親家庭

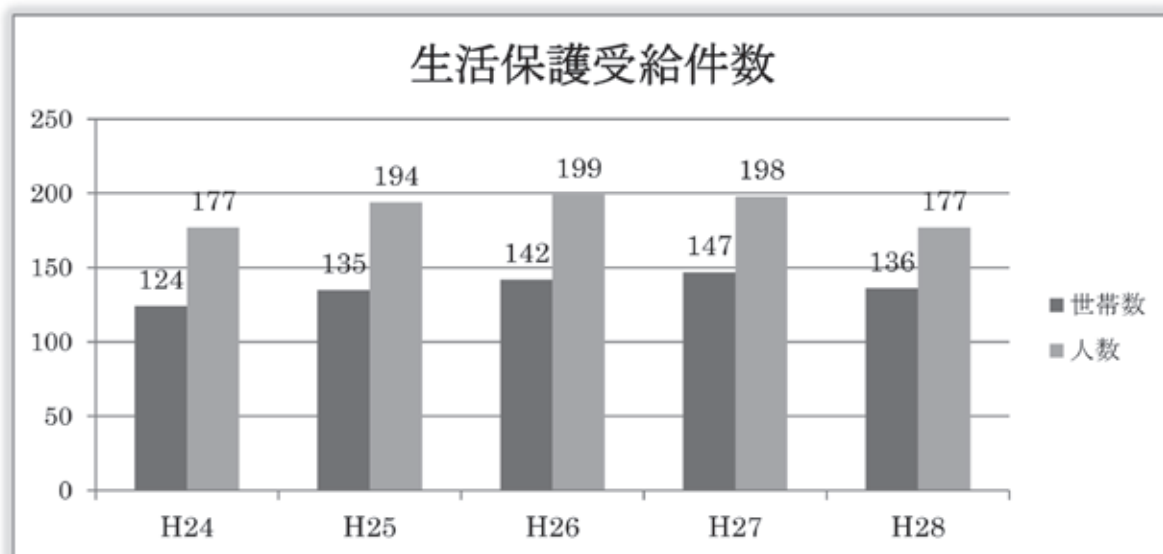
離婚件数や未婚での出産件数の増加などにより、ひとり親となる世帯は年々増加しています。母子家庭においては所得が低く経済的自立が困難な状況がみられます。また、父子家庭でも育児に不安を抱えるなど、経済的支援を含めた総合的な支援体制が必要です。町では母子寡婦福祉会（白ゆり会）と連携して相互の交流や社会参加の促進、相談体制の充実に努めています。町の児童扶養手当受給世帯数の推移は以下の表のとおりです。

（町ひとり親家庭資料より）



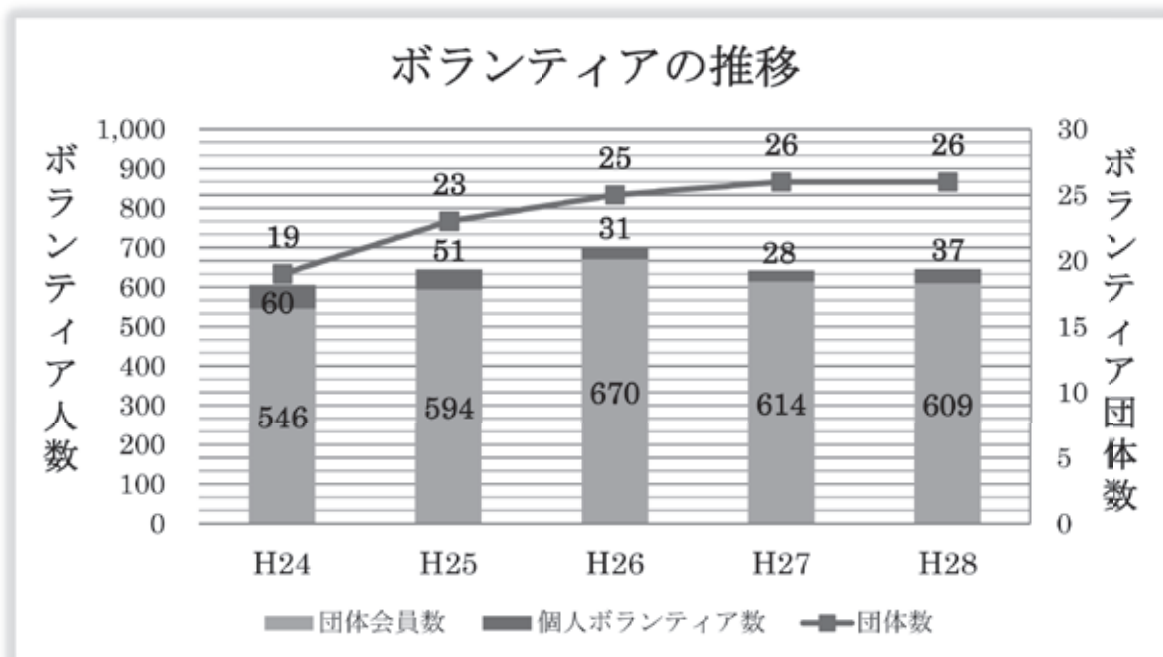
## (6) 生活保護

生活困窮者に対して最低限度の生活を保障するだけでなく、将来における自立の助長を図ることを目的としています。 町の生活保護受給者数の推移は、以下の表のとおりです (町生活保護資料より)



## (7) ボランティア

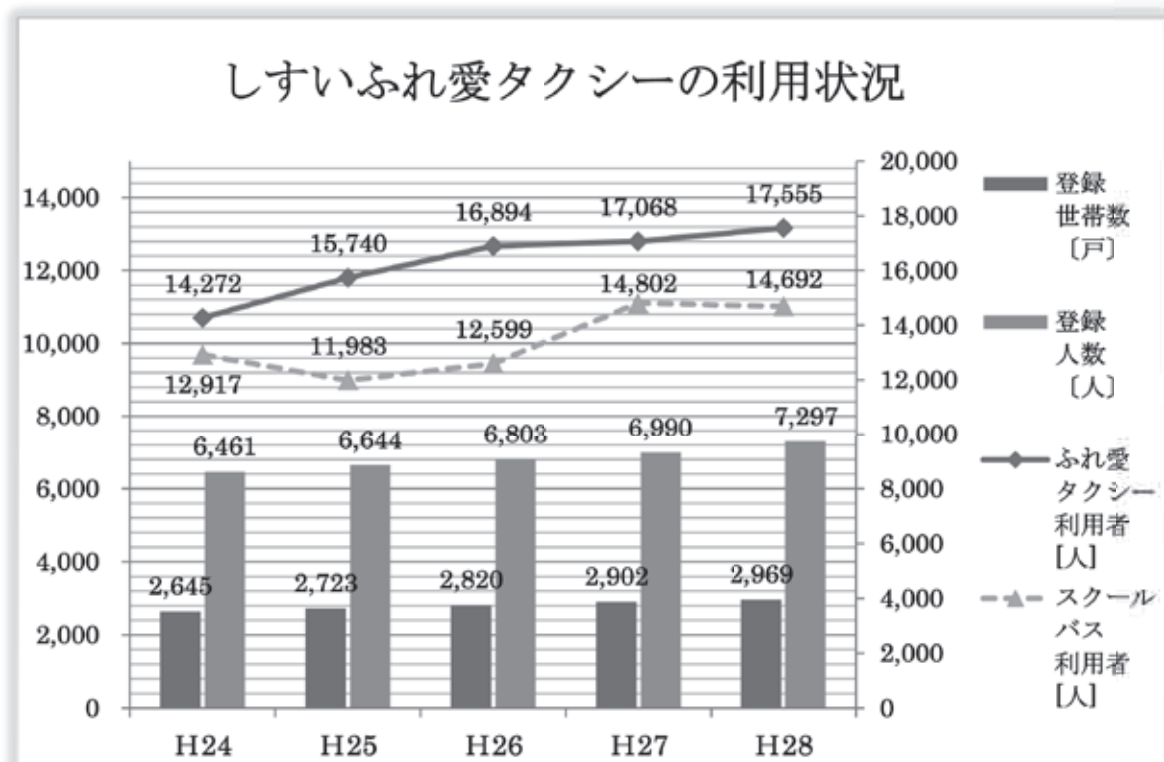
ボランティアの登録人数は、平成24年度から26年度までは増加しましたが、平成27年度にいったん減少し、平成28年度には再び増加しました。団体数は平成24年度から27年度まで7団体増加し、平成28年度は横ばいとなっています。しかし、地域の福祉課題は多様化し、これらの課題を解決するためには、地域のボランティアの協力が必要不可欠です。今後は、さらなるボランティアの掘り起こしや育成への取り組みが重要となってきます。 (町社協資料より)



## (8) 町の交通事情

町には、JR線が2つ、京成線が2つ、合計4つの駅が設置されており、交通の便が良いように思われます。しかし、路線バスの運行路線が限られており、駅や町中心部への交通手段が十分でないのが現状です。今後は、運転免許返納者やさらなる高齢者の増加が見込まれ、自動車を運転しない人たちの通院や買い物など、移動手段の確保が大きな課題となります。町では、平成29年度より福祉タクシーの助成を要介護認定者まで拡大しましたが、免許返納者や買い物弱者等の交通手段の確保について検討する必要があります。以下の表は、過去5年間のしすいふれ愛タクシーの利用状況です。

(町社協資料より)



### 3 調査の結果など

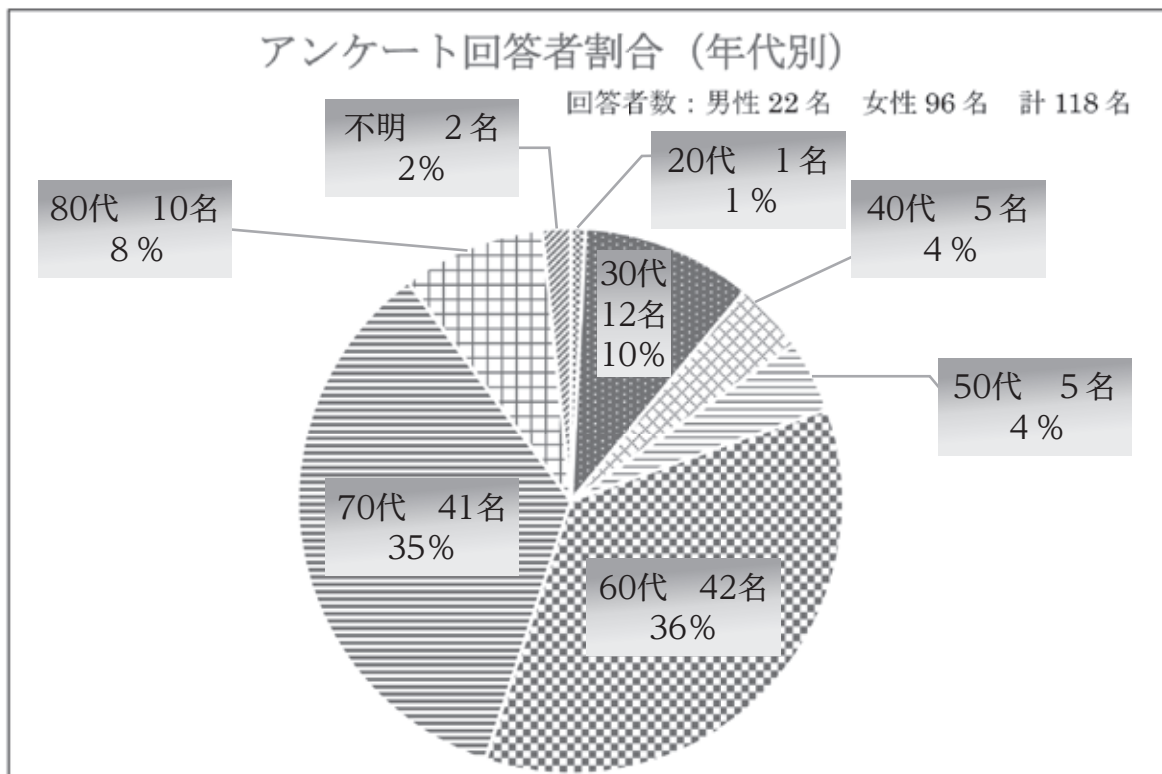
平成27年度に実施した町民意識調査では町の住みごちについて6割の人が「住みよい」と回答しており、約8割の人が「住み続けたい」と回答しています。暮らしやすさについては、「上下水道の整備」や「自然環境」、「ゴミ収集」、「日常の買い物」の満足度が高く、産業振興や福祉全般について満足度が低くなっています。（出典：平成28年町民意識調査報告書）

また、本計画の策定にあたって、地域の福祉ニーズを把握するために、福祉関係機関や団体、各種イベント、あいあいルームなどでアンケート調査を実施し118名の方に回答していただきました。

#### （1）回答者の内訳

男女別では男性22名、女性96名となっています。年齢別にみると60代が42名と一番多く、ついで70代の41名、30代の12名となっています。

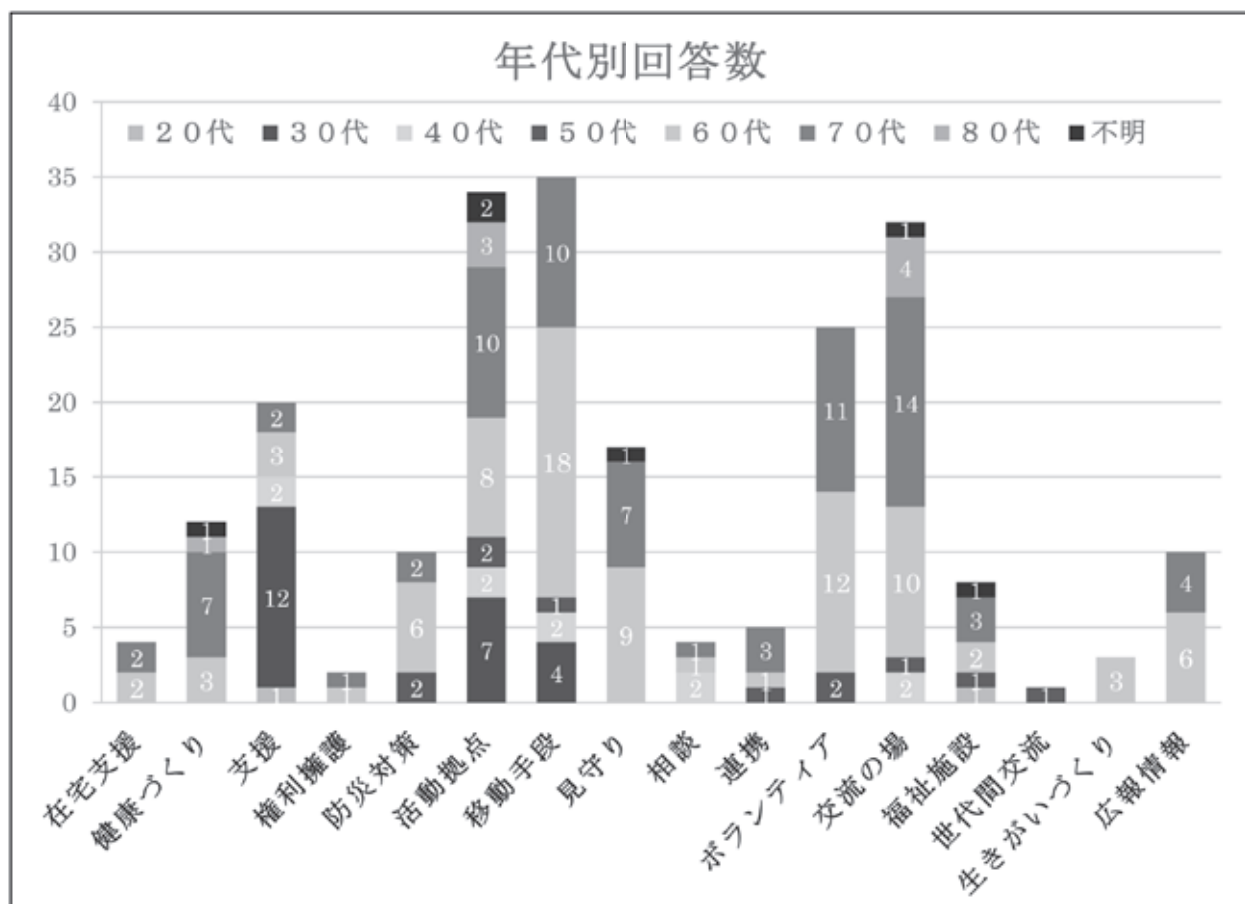
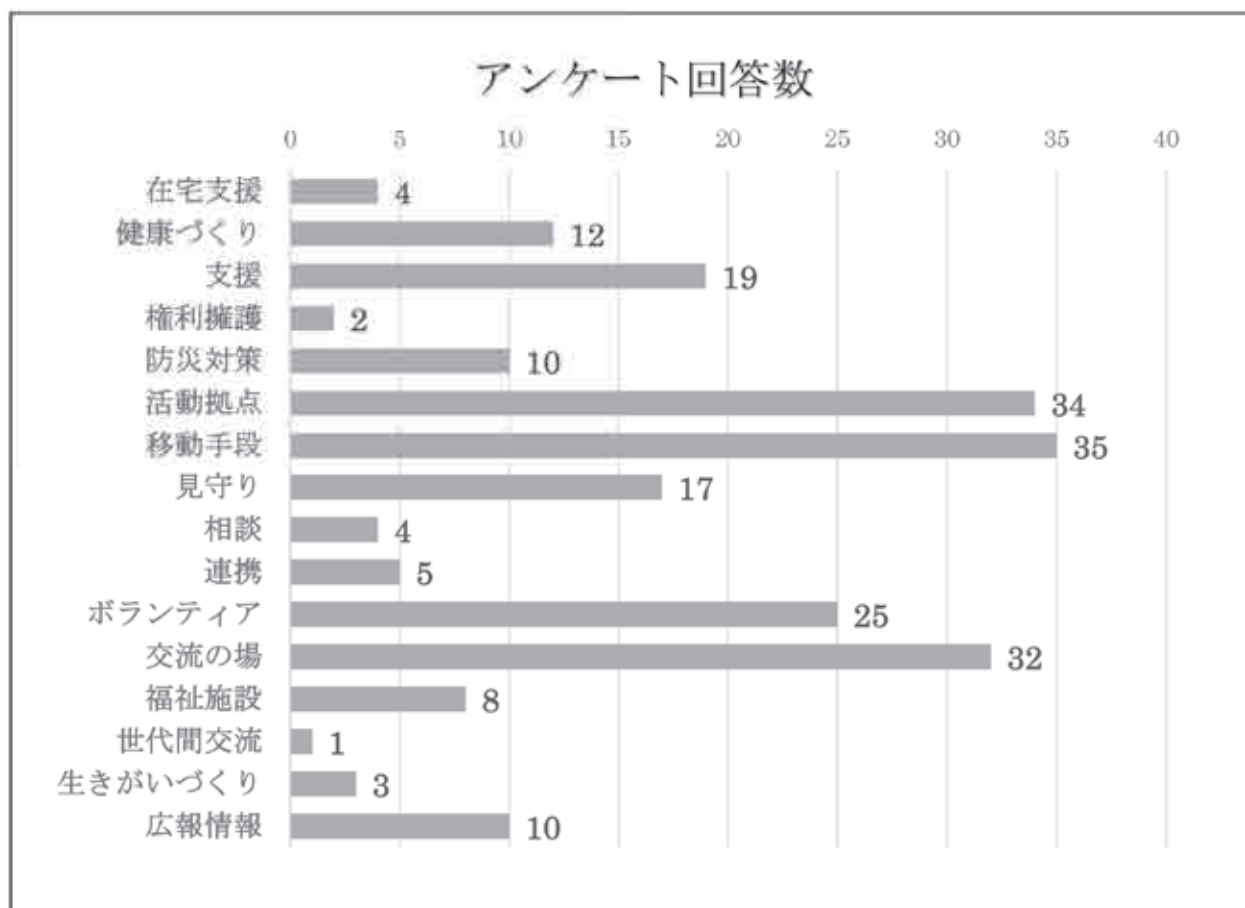
（平成29年8月実施 第2期酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画に関するアンケート調査）



#### （2）アンケート結果の概要

アンケートの内容としては、移動手段に関する意見が35件と一番多く免許返納後の移動手段に不安を感じている方やふれ愛タクシーの台数が減って不便に思っている人が多くいました。次に多かったのが活動拠点に関する意見で34件、交流の場に関する意見が32件、ボランティアに関する意見が25件となっています。年代別に見ると回答者が一番多かった60代の方は、移動手段やボランティアに関心があることがうかがえます。70代の方は交流の場やボランティアに関する意見が多く、30代の方は支援や活動拠点に関する意見が多くなっています。

アンケート結果については、以下の表のとおりです。



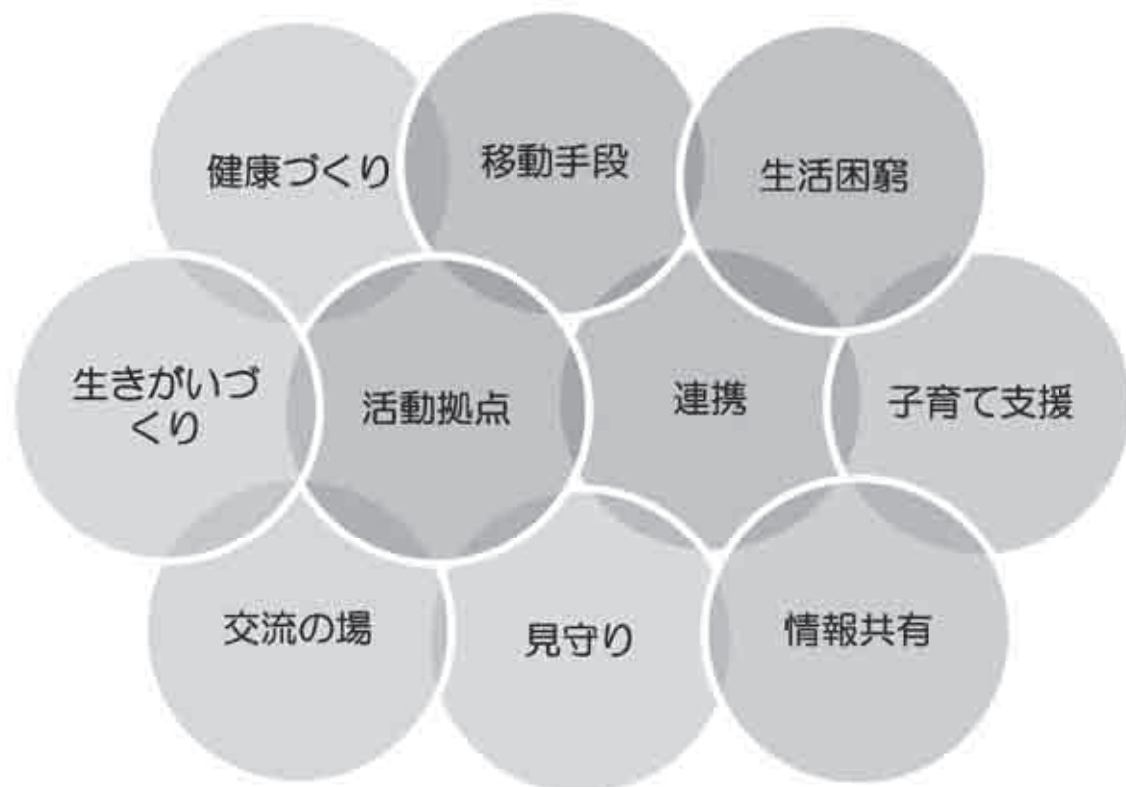
## 4 各種統計や調査結果からみえる課題

当町の人口を年度ごとに見ると平成19年7月の21,687人をピークに徐々に減少傾向にあります。高齢化率は平成30年1月1日現在で30.45パーセントとなっており、今後ますます高齢化が進むことが予想され、「2025年問題」や「8050問題」といった高齢化に伴う問題はすでに現実になりつつあります。

当町でも70歳前後の人口の割合が高く、アンケート結果では移動手段や地域の活動場所・交流の場に関心が高くなっています。駅が4つあり交通の便は良いように思われますが、駅までの交通手段がなく車がないと非常に不便な地域もあります。また、医療機関や商店が町の中心部に集まっており、通院や買い物をするのにとても不便な地域もあります。

策定委員会では、移動手段の確保や生きがいづくり、ボランティアなどの地域活動について多くの意見がでました。さらには、地域での見守りや住民同士の連携、子育ての問題、生活困窮者への支援など下記の図のような様々な地域課題が浮かび上がってきました。

それらの課題を解決するためにはどうしたらよいかを話し合い、誰もが安心して住み続けられるよう、本計画を策定しました。



## 第3章 計画の基本理念と体系図

### 1 基本理念

#### 「みんなで創ろう～助け合い・支え合う 福祉の町 酒々井～」

##### 「みんなで創ろう」

地域福祉の推進は、地域住民を対象とするだけではなく、その担い手として位置づけるとともに自主的な活動を促して必要な支援を行うことが重要となります。

そして、地域のみなさんが生活課題の解決に向けて協働により地域福祉を「みんなで創ろう」といった考えを持つことが大切です。

また、住民参画による施策や計画の策定と推進が必要となります。

##### 「助け合い」

地域の課題は、行政や社会福祉協議会の取り組みに加えて、みなさん自身の手で解決できることが望ましいと考えられます。本人の力による「自助」や、公的支援による「公助」を活かしながら、みんなで支えあい、助けあっていく「共助」が必要になります。地域福祉を「助け合い」によってみんなで築き上げていくことが大切です。

##### 「支え合う」

地域には多様なニーズや生活課題を抱えた人が暮らしています。さまざまな困りごとやハンディキャップを抱えた人など誰もが住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら「安心していきいきと暮らせる」ことが理想であると考えられます。「自助」や「公助」では解決が難しい課題についても、地域の力を活かして「地域互助」により「支え合う」ことで必要な人に必要な支援が行き届くようにしていくことが大切です。

##### 「福祉の町 酒々井」

地域福祉の主役は、地域で暮らすみなさん自身です。酒々井町を地域力と連携により「みんなで創ろう～助け合い・支え合う 福祉の町 酒々井～」にしていきたいと思います。



## 2 体系図

### 第2期酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画体系図

|      |                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本理念 | <p style="text-align: center;"><b>みんなで創ろう</b><br/> <b>～助け合い・支え合う 福祉の町 酒々井～</b></p> |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|

| 基本目標         | 重点目標                  | 取り組みの方向                                                                                                                                    |
|--------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>安心・安全</b> | 健康で快適な生活ができる心と体をつくろう  | 1. 在宅支援<br>《在宅で安心した生活を送れる体制づくり》<br>2. 健康づくり<br>《日常生活に必要な体力づくりの充実》                                                                          |
|              | 祉制度の周知を図ろう            | 3. 支援<br>《支援を必要としている人への援助》<br>3-1 高齢者支援の充実<br>3-2 障害（身体・知的・精神障害・言語等）のある人への支援体制の充実<br>3-3 子育て世帯への支援の充実<br>4. 生活福祉<br>《成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実》 |
|              | 命を守る体制づくりを進めよう        | 5. 防災対策<br>《地域防災力の強化を図る》                                                                                                                   |
|              | 福祉施設や交通手段の充実を図ろう      | 6. 活動拠点<br>《福祉施設の整備充実を図る》                                                                                                                  |
|              |                       | 7. 移動手段<br>《移動手段の充実を図る》                                                                                                                    |
|              | 地域の助け合い見守りの体制を作ろう     | 8. 見守り・支え合い<br>《地域力による見守り体制の構築を図る》                                                                                                         |
| <b>協働</b>    | 地域福祉の体制づくりを強化しよう      | 9. 相談<br>《相談支援体制の充実を図る》                                                                                                                    |
|              |                       | 10. 連携<br>《自治会、民生委員児童委員、関係機関との連携による地域活動の充実》                                                                                                |
|              | 地域福祉の担い手を育成しよう        | 11. ボランティア<br>《ボランティア活動の充実と人材育成》                                                                                                           |
| <b>交流</b>    | 地域での助け合いを進めるための基盤を作ろう | 12. 交流の場<br>《地域コミュニティによる支え合いの強化を図る》                                                                                                        |
|              |                       | 13. 福祉施設<br>《地域活動・交流の場を整備する》                                                                                                               |
|              | 社会参加の促進を図ろう           | 14. 生きがいづくり<br>《生きがいづくりの促進を図る》                                                                                                             |
|              | 情報の充実を図ろう             | 15. 広報・情報<br>《適切な情報提供の充実を図る》                                                                                                               |

## 第4章 計画の本論（施策の展開）

### 1. 安心・安全・・・・・・・・P25～P41

### 2. 協働・・・・・・・・P42～P45

### 3. 交流・・・・・・・・P46～P50

本文中の※印については、用語説明を参考資料中(66ページ以降)に添付しております。

## 基本目標：安心・安全

### 重点目標：健康で快適な生活ができる心と体をつくろう

#### 1. 在宅支援

#### 地域課題と現状

- ・ひとり暮らしの不安や孤独感のない老後を過ごしたい。
- ・訪問診療や介護サービスを利用しやすくしてもらいたい。
- ・高齢者や障害者が自宅で生活できるサービスをわかりやすくしてほしい。
- ・隣り近所の付き合いは地域によって温度差がある。
- ・一人暮らしの世帯に定期的な見守りをしてほしい。
- ・医師の高齢化などで閉院や休院などのため医療機関が不足しているので不安です。
- ・いくつまで一人暮らしできるか心配です。
- ・高齢者になった時の生活が不安です。

#### 基本方針

誰でも、住み慣れた町でいつまでも住み続けることが願いです。そのため、在宅で安心して暮らせるような福祉サービスの充実や地域互助による支援体制の推進に取り組みます。

#### 取り組みの方向（活動内容）

～在宅で安心した生活を送れる体制づくり～

##### ①継続する主な取り組み

| 取組名         | 取組内容                                                                                                                                                       | 実施主体・関係機関                                   |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 在宅医療の体制づくり  | 認知症、訪問診療※、在宅での看取りに対するニーズがある中、医療機関と連携して在宅医療※の体制づくりを支援します。                                                                                                   | 医療機関<br>保健センター<br>包括支援センター                  |
| 見守り体制の充実    | ①地域で高齢者や生活弱者※が孤立することなく、安心して暮らせるように見守る体制づくりを支援します。<br>②事業所と締結している見守り協定※を充実させます。                                                                             | 健康福祉課<br>包括支援センター<br>民生委員児童委員<br>自治会<br>事業所 |
| 在宅支援サービスの充実 | ①ワンコインサービス※によるゴミ出しなど軽易な作業のお手伝いを実施します。<br>②生活援助用具※(ベッド・車椅子等)の無償貸出や購入助成を行います。<br>③給食サービス※による一人暮らし高齢者の安否確認を行います。<br>④シルバー人材センター※の運営を支援し、家事援助サービスなどの充実に取り組みます。 | 社会福祉協議会<br>住民協働課                            |

## ②新たな取り組み

| 取組名           | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 実施主体・関係機関                              |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 地域包括ケアシステムの構築 | <p>①在宅医療・介護連携の推進事業<br/>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供します。</p> <p>②生活支援体制整備事業<br/>高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア※、NPO※、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービス※の提供体制の構築を支援します。</p> <p>③地域ケア会議※の充実を図ります。</p> <p>④認知症初期集中支援推進事業<br/>認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム※」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。</p> | 健康福祉課<br>保健センター<br>包括支援センター<br>社会福祉協議会 |

## 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
  - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
  - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



## 基本目標：安心・安全

### 重点目標：健康で快適な生活ができる心と体をつくろう

## 2. 健康づくり

### 地域課題と現状

- ・心と身体健康維持ができる環境をつくってほしい。
- ・ラジオ体操の普及に具体的に取り組んでほしい。
- ・公園に健康遊具があったらいいです。
- ・地域の集会所で健康などの出前講座を提供してほしい。
- ・健康づくりの基本はセルフケアが重要だと思います。
- ・医療や介護を必要とせず元気に暮らしたいです。
- ・町や社会福祉協議会、各種サークルで行っている身体づくりメニューを利用してほしい。
- ・健康のためになるべく車は使用しないで、徒歩や自転車などで体を動かすことが大事です。
- ・積極的に行事やイベントに参加するように仕向けるお節介やきが必要です。

### 基本方針

いつまでも安心して暮らしていくために、健康づくりや介護予防に対する情報の提供や「自分の健康は自分で守る」というセルフケア意識の啓発に取り組みます。

### 取り組みの方向（活動内容）

～日常生活に必要な体力づくりの充実～

#### ①継続する主な取り組み

| 取組名       | 取組内容                                                                                                                                                         | 実施主体・関係機関 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 大人の健康づくり  | 町民一人ひとりが自ら健康維持管理・健康増進できるように、保健師・栄養士・歯科衛生士による健康相談を実施します。健康づくりについての知識の普及・啓発を図るため、各種教室を開催します。また、地域や各サークルの要望に合わせた「出前健康講座」を実施します。<br>健康推進員※と連携しヘルシーウォーキング※を実施します。 | 保健センター    |
| 子どもの健康づくり | 母子健康手帳の交付から妊婦健診、乳幼児健診マタニティママパクラス、訪問指導などの母子保健事業をとおして切れ目のない支援を行います。心理発達相談員※による親子相談や言語聴覚士※による言葉の発達について個別に相談と指導を行うことばの教室を開催します。                                  | 保健センター    |
| 予防接種の実施   | 感染症の流行防止のため、年齢にあった予防接種を実施します。                                                                                                                                | 保健センター    |

|         |                                                                                                                                  |        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 各種検診の実施 | 妊婦・乳児一般健康診査、1歳6か月児・3歳児の健康診査、2歳児歯科健康診査、ママパパ歯科検診、結核検診、がん検診（乳・子宮頸・胃・肺・大腸）、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症予防検診、成人歯科検診を実施し、疾病の早期発見を図ります。              | 保健センター |
| 医療体制    | 安心して医療が受けられるよう町三師会※と連携し医療体制の充実に努めます。また、休日・夜間の医療体制を整えるため、印旛郡市小児初期急病診療所・成田市急病診療所および第2次救急医療機関運営（救急車により搬送されてくる重症救急患者の対応）の維持・運営に努めます。 | 保健センター |
| 心の健康づくり | 精神保健※に関する正しい知識の普及や啓発をすすめるため、こころの健康づくりに関するパンフレットを配布しています。また、相談体制を整備し、円滑に対応するとともに、状況に応じて関係機関との連携を図ります。                             | 保健センター |
| 介護予防    | 生きがいデイサービス事業※を週3回実施し、介護予防などを利用者が主体となって活動計画を立てて事業を実施します。                                                                          | 保健センター |

## ②新たな取り組み

| 取組名  | 取組内容                                                    | 実施主体・関係機関 |
|------|---------------------------------------------------------|-----------|
| 介護予防 | 手軽にできる運動として「しすいハート体操※」をしすいハート体操普及サポーターと連携して地域にひろめていきます。 | 保健センター    |

## ③分野別行政計画

| 計画名称              | 概 要                                          | 担当課    |
|-------------------|----------------------------------------------|--------|
| 酒々井町健康増進計画（仮称）の策定 | 健康増進、自殺予防対策、歯科保健、食育推進についての合同計画を平成30年度に策定します。 | 保健センター |

## 基本目標：安心・安全

### 重点目標：福祉制度の周知を図ろう

#### 3. 支援

##### 3-1 高齢者支援の充実

#### 地域課題と現状

- ・各種情報の周知（高齢者福祉など情報の垣根を越えた窓口の一元化を図る等）を徹底して欲しい。
- ・社会的弱者の支援策は高齢者と子ども・障害児童など公平にしてほしい。
- ・老々介護世帯の増加に備えなければならない。介護のやり方などの講習会を実施してほしい。
- ・日中独居世帯への見守りなどの支援があった方がいい。
- ・閉じこもりがちな高齢者の方や支援を拒む方への対応策をみんなで考えて欲しい。
- ・井戸端をもっとオープンにしてもらいたい。
- ・高齢者福祉施設の充実を希望します。

#### 基本方針

高齢者がいつまでも健康で生きがいのある生活が送れるように、介護予防教室や引きこもり対策などの支援事業を推進します。

また、自治会や民生委員児童委員との連携を深め、地域互助体制づくりを推進するとともに、支援を必要とする方の発見や福祉制度の周知に努めます。

#### 取り組みの方向（活動内容）

～支援を必要としている人への援助～

##### ①継続する主な取り組み

| 取組名              | 取組内容                                                                                                         | 実施主体・関係機関                                       |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 高齢者サービスの充実       | 緊急通報装置設置事業※、紙おむつの支給事業、はり・きゅう・マッサージ等施術助成事業などの各種生活支援サービスを実施します。                                                | 健康福祉課                                           |
| 認知症に対する理解と周知     | 認知症サポーター養成講座※の開設と併せて「オレンジリング」の説明を継続します。                                                                      | 包括支援センター                                        |
| 災害時要援護者名簿登録制度の充実 | 災害時要援護者名簿※の登録を充実させ、制度を活用した民生委員児童委員や地域との協働で見守りを実施します。                                                         | 健康福祉課<br>社会福祉協議会<br>包括支援センター<br>民生委員児童委員<br>自治会 |
| 在宅支援サービスの充実      | ①ワンコインサービス※によるゴミ出しなど軽易な作業のお手伝いを実施します。<br>②生活援助用具※(ベッド・車椅子等)の無償貸出や購入助成を行います。<br>③給食サービスによる一人暮らし高齢者の安否確認を行います。 | 社会福祉協議会                                         |

|            |                                                                                                                                                   |                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 生きがいつくりの推進 | ①老人クラブの自主的な活動を支援します。<br>②生きがいデイサービス事業※を週3回実施し、利用者が主体となって活動計画を立てて事業を実施します。<br>③シルバー人材センター※の事業を拡大して支援します。<br>④介護支援ボランティア制度※の実施により高齢者の生きがいつくりを支援します。 | 健康福祉課<br>住民協働課<br>社会福祉協議会 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|

## ②新たな取り組み

| 取組名           | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 実施主体・関係機関                              |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 地域包括ケアシステムの構築 | ①在宅医療・介護連携の推進事業<br>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供します。<br>②生活支援体制整備事業<br>高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア※、NPO※、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービス※の提供体制の構築を支援します。<br>③地域ケア会議※の充実を図ります。<br>④認知症初期集中支援推進事業<br>認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム※」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。 | 健康福祉課<br>保健センター<br>社会福祉協議会<br>包括支援センター |
| 移動支援          | 高齢者など交通弱者※の移動手段の充実に努めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 健康福祉課                                  |
| 福祉マップの作成      | 町内の公共施設、駅、病院、店舗などの設備やバリアフリー※やユニバーサルデザイン※の状況を調査した福祉マップを作成して、周知を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 社会福祉協議会                                |

### ③分野別行政計画

| 計画名称                    | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 担当課   |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 | <p>①若年、壮年期からの保健サービスの充実を図り、ねたきりや認知症等の予防、改善のための介護予防施策を進めます。また、高齢化を迎えてもはつらつとした日常生活を送れるように社会参画できるような支援を進めます。</p> <p>②介護が必要な状態になっても住みなれた地域でニーズに合ったサービスを利用し、日常生活を送れるよう介護保険サービスの向上を図ります。また、状況により介護認定前からサービス提供を行うなど安心して生活できるための体制の整備を行います。</p> <p>③地域包括ケアシステムとして、地域住民とパートナーシップに基づく取り組みを支援しながら「自助、共助、公助」による地域福祉づくりを目指します。</p> | 健康福祉課 |
| 酒々井町男女共同参画計画            | <p>男女が互いを認め合い、支え合い、一人ひとりが自分らしく活躍できる酒々井町を目指すことを基本理念として、男女共同参画※社会の実現に向けて取り組んでいきます。</p>                                                                                                                                                                                                                                 | 住民協働課 |



## 基本目標：安心・安全

### 重点目標：福祉制度の周知を図ろう

#### 3. 支援

#### 3-2 障害（身体・知的・精神障害・言語等）のある人への支援体制の充実

##### 地域課題と現状

- ・ 障害を幅広く網羅し、当事者の意見を聞いたうえで計画を策定して欲しい。
- ・ 町内には障害者福祉サービス事業所で児童通所系サービスがないので必要です。
- ・ 障害のある人が安心して暮らせるようにして欲しい。
- ・ 障害(児)者、発達障害(児)者を理解し、自立支援と社会参加を勧める活動が必要です。
- ・ 知的障害者にもっと働ける場所を用意して欲しい。
- ・ 知的障害者が地域で暮らしていく上で、親以外の支援者が多ければ多いほど安心して暮らしていけます。
- ・ イベントや講演会など大勢の人が集まる時、手話通訳と要約筆記を配置することで、障害者が参加しやすくなるのではないのでしょうか。
- ・ 歩道の段差でつまずき転倒しそうになった。
- ・ 目の不自由な人に対する点字ブロックの取付や段差解消をたくさんお願いしたい。
- ・ 障害者への声掛けやサポートを通りがかった人が積極的に行ってほしい。
- ・ 障害のある人がいつまでも住み続けられるような町内のグループホームが少ない。
- ・ 発達障害の言語療法を支援学級に通う児童にも拡大して欲しい。

##### 基本方針

障害のある人が支援を受けられるように、福祉サービスの充実を図るとともに、障害に対する理解の推進に努めます。

##### 取り組みの方向（活動内容）

～支援を必要としている人への援助～

###### ①継続する主な取り組み

| 取組名         | 取組内容                                                                        | 実施主体・関係機関 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 障害者施設への支援   | 障害者グループホーム※の運営を支援します。                                                       | 健康福祉課     |
| 在宅支援サービスの充実 | 在宅の障害者に対し、日常生活用具※などの給付、福祉タクシー※の助成、紙おむつ支給事業の充実に努め、障害者の生活の安定及び自立を支援します。       | 健康福祉課     |
|             | ①ワンコインサービス※によるゴミ出しなど軽易な作業のお手伝いを実施します。<br>②生活援助用具※(ベッド・車椅子等)の無償貸出や購入助成を行います。 | 社会福祉協議会   |

## ②新たな取り組み

| 取組名           | 取組内容                                                         | 実施主体・関係機関                 |
|---------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 基幹相談支援センターの設置 | 相談支援※の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援、成年後見制度※利用支援相談などの相談業務を総合的に実施します。 | 健康福祉課<br>関係機関             |
| 災害時要援護者登録制度   | 災害時要援護者登録※を行うとともに、制度を活用して民生委員児童委員や地域との協働で見守りを実施します。          | 健康福祉課<br>民生委員児童委員<br>関係機関 |
| 発達障害に対する支援    | 発達障害※の早期発見、早期対応に取り組めます。                                      | 保健センター                    |
| 福祉マップの作成      | 町内の公共施設、駅、病院、店舗などの設備やバリアフリー※の状況を調査した福祉マップを作成して、周知を図ります。      | 社会福祉協議会                   |

## ③分野別行政計画

| 計画名称              | 概 要                                                                                    | 担当課    |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 酒々井町障害者計画・障害福祉計画  | 障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、ともに社会の一員として社会活動に参加し、安心して快適な生活ができるよう計画を推進します。 | 健康福祉課  |
| 酒々井町健康増進計画（仮称）の策定 | 健康増進、自殺予防対策、歯科保健、食育推進についての合同計画を平成30年度に策定します。                                           | 保健センター |
| 酒々井町男女共同参画計画      | 男女が互いを認め合い、支え合い、一人ひとりが自分らしく活躍できる酒々井町を目指すことを基本理念として男女共同参画※社会の実現に向けて取り組んでいきます。           | 住民協働課  |

## 基本目標：安心・安全

### 重点目標：福祉制度の周知を図ろう

#### 3. 支援

##### 3-3 子育て世帯への支援の充実

#### 地域課題と現状

- ・病児、病後児の保育サービスを土・日・祝日も実施してほしい。
- ・有償ボランティアなどのファミリーサポート制度を充実させて欲しい。
- ・放課後ルームを土・日・祝日も実施して欲しい。
- ・児童館や異世代交流型施設が欲しい。（出産・育児などのネウボラ事業）
- ・安心して産み育てられる環境を整えて欲しい。
- ・子育て支援センター（児童版の包括支援センター）を設置してほしい。
- ・こども110番の制度が形骸化していないか点検する必要がある。
- ・子育て支援センターが広く、あらゆる年齢層が安心して遊べる施設にして欲しい。
- ・町には児童館がありません。そのため夏休み一人ぼっちであるいは兄弟で過ごしているのが実態です。子どもの居場所を作してほしい。
- ・子どもが安心して遊べる施設を作してほしい。
- ・ひとり親が安心して働けるようにコンビニ弁当ではなく、安く食事ができる場所を提供して欲しい。
- ・結婚しても酒々井町に住みたいと思うので、子育てに優しい町を目指してください。
- ・元気な高齢者の活力を子ども支援（夏休みや土日ホームルーム等）に一役かってもらいたいです。

#### 基本方針

子育て世帯のニーズに応じたサービスの提供を図り、安心して子育てができる環境整備に努めます。

#### 取り組みの方向（活動内容）

～支援を必要としている人への援助～

##### ①継続する主な取り組み

| 取組名      | 取組内容                                                                                                                                                           | 実施主体・関係機関                                 |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 教育、保育の充実 | ①町内の幼稚園又は保育園等を通じて、発達段階に応じてより良い教育、保育の提供に努めます。<br>②要保護児童※への支援として、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を行います。<br>③ひとり親家庭への経済的な負担の軽減や必要な情報提供を行います。<br>④障害を持つ子どもの早期発見、相談、指導、支援を充実します。 | こども課<br>健康福祉課<br>保健センター<br>学校教育課<br>児童相談所 |

|                   |                                                    |                |
|-------------------|----------------------------------------------------|----------------|
| 子育て支援の充実          | 延長保育、一時預かり保育、乳児家庭全戸訪問を実施して乳幼児支援を充実させます。また、放課後児童クラブ | こども課<br>保健センター |
| 子育て支援の充実          | 事業を行い、働き世代家庭への支援を行います。                             | こども課<br>保健センター |
| 安心な妊娠、出産、子育て環境の整備 | 乳幼児の検診や妊娠期からの保護者に対する相談体制を充実します。                    | 健康福祉課          |

## ②新たな取り組み

| 取組名           | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                       | 実施主体・関係機関                   |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 地域子ども・子育て支援事業 | <p>①地域子育て支援拠点事業<br/>子育て中の保護者とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供することにより、子育てに係る不安感等の軽減を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。</p> <p>②利用者支援事業<br/>子育てコンシェルジュ※が、子育て中の保護者の目線で育児不安に対し相談に応じます。</p> <p>③ファミリー・サポート・センター事業<br/>子育てに協力したい会員と子育てをサポートしてほしい保護者を結びつけ、地域社会で子育てを支援する事業です。</p> | こども課<br>子育て支援センター<br>「あいあい」 |
| 子ども食堂         | 子ども食堂※の設置について検討します。                                                                                                                                                                                                                                        | 社会福祉協議会                     |

## ③分野別行政計画

| 計画名称              | 概 要                                                                          | 担当課           |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 酒々井町子ども・子育て支援事業計画 | 全ての子どもが、いきいきと輝くまちづくりを基本理念として、修学前家庭への教育、保育の提供、子育て支援の充実に向けて取り組みます。             | こども課<br>健康福祉課 |
| 酒々井町男女共同参画計画      | 男女が互いを認め合い、支え合い、一人ひとりが自分らしく活躍できる酒々井町を目指すことを基本理念として男女共同参画※社会の実現に向けて取り組んでいきます。 | 住民協働課         |
| 酒々井町健康増進計画（仮称）の策定 | 健康増進、自殺予防対策、歯科保健、食育推進についての合同計画を平成30年度に策定します。                                 | 保健センター        |

## 基本目標：安心・安全

### 重点目標：福祉制度の周知を図ろう

#### 4. 生活福祉

#### 地域課題と現状

- ・認知症要介護者の権利保護が十分確保されているのか不安である。
- ・成年後見制度の運営に際して、費用の高額な専門職後見人ではなく費用の安い市民後見人の養成が必要です。
- ・社会福祉協議会は成年後見制度に取り組んでもらいたい。
- ・成年後見制度を周知して欲しい。
- ・障害児を持つ親として、子どもが成人後、人権が保護されるのか不安です。
- ・生活保護の内容を詳しく知りたい。

#### 基本方針

高齢者や障害者の財産を守るための制度の周知や体制づくりに努めます。

#### 取り組みの方向（活動内容）

～成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実～

##### ①継続する主な取り組み

| 取組名          | 取組内容                                                                                                      | 実施主体・関係機関                                     |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 権利擁護に対する取り組み | ①成年後見制度※の周知や利用支援事業の推進に努めます。<br>②高齢者や障害者の方が地域で安心して生活するために、日常生活自立支援事業※による支援を行います。                           | 健康福祉課<br>社会福祉協議会<br>包括支援センター                  |
| 生活困窮に対する取り組み | 生活に困窮している世帯に対して適切な支援を行います。<br>①生活保護制度※としての公的支援を行います。<br>②生活困窮者自立支援制度※として、生活保護世帯も含めた民間支援を加えての厚みのある支援を行います。 | 健康福祉センター<br>健康福祉課<br>ワークライフサポートセンター(中核支援センター) |

##### ②新たな取り組み

| 取組名          | 取組内容                                                           | 実施主体・関係機関                    |
|--------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 権利擁護に対する取り組み | ①成年後見制度※の利用促進を図るため、市民後見人※の育成に取り組めます。<br>②法人後見※への取り組みについて検討します。 | 健康福祉課<br>社会福祉協議会<br>包括支援センター |

## 基本目標：安心・安全

## 重点目標：命を守る体制づくりを進めよう

### 5. 防災対策

#### 地域課題と現状

- ・災害発生時の町の食料備蓄は十分なのか心配です。
- ・巨大地震が発生した時、町全体で災害にたち向かう体制を確立して欲しい。
- ・災害弱者をどのように災害から守るか、地域によって取り組みに温度差があり心配です。
- ・AED※の設置場所は公共機関が多く夜間の利用ができないため不安です。
- ・避難所は複数の自治会が使用するため混乱するのではないかと心配です。
- ・障害児の親ですが、避難所で皆さんとうまく避難生活ができるかと心配です。
- ・私の自治会で防災訓練を全く実施していないから不安です。

#### 基本方針

避難行動要支援者支援計画に基づいた体制整備などの共助による体制づくりに取り組みます。

#### 取り組みの方向（活動内容）

～地域防災力の強化を図る～

##### ①継続する主な取り組み

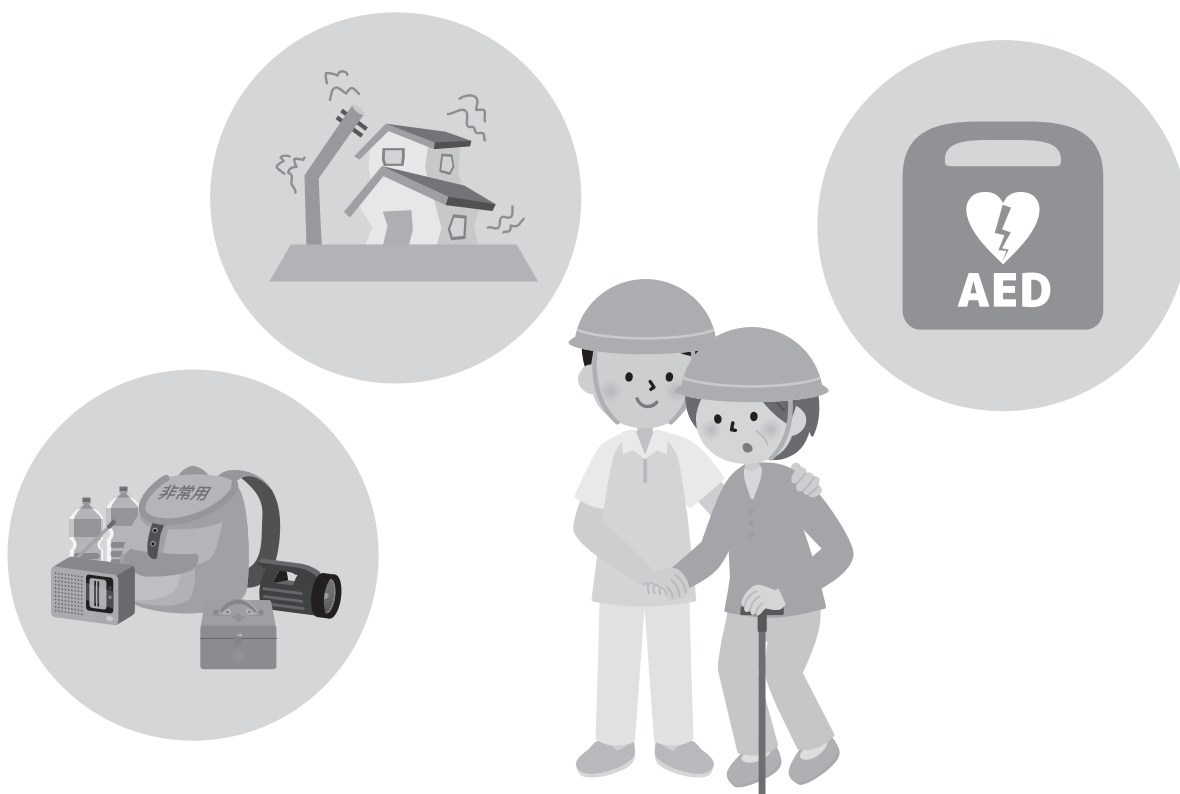
| 取組名          | 取組内容                                            | 実施主体・関係機関                           |
|--------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 避難行動要支援者への支援 | 避難行動要支援者名簿の未登録者に対して、名簿への登録を呼びかけます。              | 健康福祉課<br>社会福祉協議会<br>民生委員児童委員<br>自治会 |
| 福祉避難所の設置     | エコトピア酒々井と協定を締結し、災害時の要配慮者の避難場所として福祉避難所※を確保しています。 | 健康福祉課                               |
| AED※の周知      | 設置場所の拡大と使用方法の周知に努めます。                           | 保健センター                              |

##### ②新たな取り組み

| 取組名              | 取組内容                                                        | 実施主体・関係機関                           |
|------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 避難行動要支援者の把握と情報提供 | ①災害発生時の要配慮者支援について個別に支援計画を作成します。<br>②避難行動要支援者※の避難訓練などを実施します。 | 健康福祉課<br>社会福祉協議会<br>民生委員児童委員<br>自治会 |

### ③分野別行政計画

| 計画名称                | 概 要                                                                                              | 担当課   |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 酒々井町地域防災計画、業務継続計画   | 地震、火災その他の災害を未然に防止するため、防災に対しての災害対策の基本を定めて、地域の防災行政の整備促進を図り、住民の生命、財産を保護し社会秩序の維持と公共福祉を確保することを目的とします。 | 総務課   |
| 酒々井町災害時避難行動要支援者支援計画 | 災害時における避難行動要支援者への支援を実施するため、災害に備えた避難行動要支援者の情報共有、避難支援体制の整備と避難完了後の生活支援を定めて、地域の安心、安全体制を強化します。        | 健康福祉課 |



## 基本目標：安心・安全

## 重点目標：福祉施設や交通手段の充実を図ろう

### 6. 活動拠点

#### 地域課題と現状

- ・ベビーカーを歩道で押していたが、縁石が高く危うく転びそうになったので、バリアフリーの町づくりをお願いします。
- ・高齢者や障害者のためにＪＲ、京成駅前に「ちょこっとベンチ」を置いてほしい。
- ・高齢者の健康増進のため健康教室の開設と多くの健康器具をそろえリハビリ、体力強化ができるような施設を建設して欲しい。
- ・もっとお年寄りが気軽に集える場所が欲しい。
- ・あいあいルームを土・日・祝日利用できると助かります。
- ・土日祝日に子どもの遊び場がない。
- ・公共施設のトイレを和式から洋式に変えて欲しい。

#### 基本方針

誰もが使いやすい福祉施設の整備を検討するとともに、集会所の活用について検討します。

#### 取り組みの方向（活動内容）

～福祉施設の整備充実を図る～

##### ①継続する主な取り組み

| 取組名           | 取組内容                                                           | 実施主体・関係機関        |
|---------------|----------------------------------------------------------------|------------------|
| 総合的な福祉センターの検討 | 子どもから高齢者まで使用でき、交流や情報交換の場となるような地域福祉の活動拠点となる総合的な福祉センターについて検討します。 | 健康福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 集会所の活用        | 各地区の集会所を交流の場や地域の相談拠点などとして活用を検討します。                             | 住民協働課<br>自治会     |

##### ②新たな取り組み

| 取組名           | 取組内容                                                                                                                                                       | 実施主体・関係機関               |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 地域子ども・子育て支援事業 | ①地域子育て支援拠点事業<br>子育て中の保護者とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供することにより、子育てに係る不安感等の軽減を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。<br>②利用者支援事業<br>子育てコンシェルジュ※が、子育て中の保護者の目線で育児不安に対し相談に応じます。 | こども課<br>子育て支援センター「あいあい」 |

|               |                                                                                                 |                                     |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 地域子ども・子育て支援事業 | ③ファミリー・サポート・センター事業<br>子育てに協力したい会員と子育てをサポートしてほしい保護者を結びつけ、地域社会で子育てを支援する事業です。                      | こども課<br>子育て支援センター「あいあい」             |
| 空き家の活用        | 地域の結びつきを強める上で、自治会ごとの集会場やサロン※など交流の場づくりや、空き家等を活用した介護施設としてグループホーム※等を地域に定着させて多世代による共存できるまちづくりに努めます。 | まちづくり課<br>社会福祉協議会<br>自治会<br>地域住民事業所 |
| 健康増進施設        | 高齢者の健康増進および都市の活力の維持・向上を図るため、医療サービスの充実、高齢者の外出や社会参加、健康維持の活動機会に富んだ地域づくり等に資する都市機能の確保に取り組みます。        | 健康福祉課<br>まちづくり課                     |

### ③分野別行政計画

| 計画名称        | 概 要                                                                                     | 担当課    |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 酒々井町空家等対策計画 | 空き家の活用を推進することにより、安全安心に地域で暮らすことのできる生活環境を確保して、地域の活性化を図り、地域の再生につなげていくことを目的に空き家対策の実施を検討します。 | まちづくり課 |
| 酒々井町立地適正化計画 | 高齢者の健康増進に寄与する施設のひとつとして、市街化区域の縁辺部も含めて、中心拠点エリア内で新たに健康増進施設の立地誘導を目指します。                     | まちづくり課 |



## 基本目標：安心・安全

## 重点目標：福祉施設や交通手段の充実を図ろう

### 7. 移動手段

#### 地域課題と現状

- ・免許返納を考えているが、通院、買い物が困難になるので戸惑っている。
- ・高齢者が多い地域であり、免許返納したらどうなるか不安です。
- ・全町民が使えていない町バスを廃止して、その維持コストを日常的な移送手段に回してもらいたい。
- ・ふれあいタクシーの減車で大いに不便を感じている、予約が取れない。最優先課題として早急に取り組んでほしい。
- ・町の主な施設を巡回する路線バスのようなタイプの移動手段がほしいです。
- ・一般のタクシーに高齢者が誰でも使えるようなクーポンがほしいです。

#### 基本方針

交通弱者の移動手段として、しすいふれ愛タクシーなどのPRや助成制度の充実に努めます。

#### 取り組みの方向（活動内容）

～移動手段の充実を図る～

##### ①継続する主な取り組み

| 取組名     | 取組内容                                                                                                                   | 実施主体・関係機関                 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 移動手段の充実 | ①バス事業者の超低層床車両※の購入を支援するなど、バス利用環境改善に努めるとともに、既存路線の維持・サービスの充実などを関係機関に要望し、利便性の向上に努めます。<br>②しすいふれ愛タクシー※の活用を含め、交通弱者※の支援に努めます。 | 企画財政課<br>健康福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 助成制度の充実 | 要介護認定者の方などを対象としてタクシー利用の助成を行います。                                                                                        | 健康福祉課                     |

##### ②新たな取り組み

| 取組名   | 取組内容                             | 実施主体・関係機関            |
|-------|----------------------------------|----------------------|
| 移動支援  | 高齢者など交通弱者※の移動手段の充実に努めます。         | 健康福祉課<br>事業所         |
| 買い物支援 | 買物弱者に対して、移動販売や地域販売所などの支援策を推進します。 | 健康福祉課<br>事業所<br>地域住民 |

## 基本目標：協働

### 重点目標：地域の助け合い、見守りの体制を作ろう

#### 8. 見守り・支え合い

##### 地域課題と現状

- ・民生委員児童委員の負担が大きいと聞いている。
- ・災害時要援護者登録制度に登録されていない方、虐待、家庭内暴力等の実態の把握ができない。
- ・地域の高齢化に伴う見守り協力者が不足している。
- ・認知症や精神疾患の方への対応が難しい。
- ・自治会での民生委員児童委員の役割が明確になっていない。
- ・地域の困り事をみんなで話し合って解決できるような場がほしい。
- ・高齢化による見守りの体制が必要。

##### 基本方針

住民同士による見守り、支え合いができる体制づくりに努めます。

##### 取り組みの方向（活動内容）

～地域力による見守り体制の構築を図る～

###### ①継続する主な取り組み

| 取組名            | 取組内容                                           | 実施主体・関係機関                                |
|----------------|------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 災害時要援護者※に対する支援 | 災害時の要援護者避難支援の周知および登録を促進し、平時からの見守り体制を関係機関と図ります。 | 健康福祉課<br>民生委員児童委員                        |
| 関係機関との連携       | 関係機関との連携を図り、見守りの充実を図ります。                       | 健康福祉課<br>社会福祉協議会<br>民生委員児童委員<br>包括支援センター |
| 見守りサービスの充実     | 安否確認事業やボランティアサービス等を活用した見守り体制の充実を図ります。          | 社会福祉協議会<br>事業所                           |
| 見守り協定          | 見守り協定※を締結しているコープ、町内の郵便局、セブンイレブンと連携した見守りを継続します。 | 健康福祉課<br>事業所                             |

###### ②新たな取り組み

| 取組名              | 取組内容                                                                                      | 実施主体・関係機関                         |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 自治会と民生委員児童委員との連携 | 自治会と民生委員児童委員が日常から見守り活動の連携できるような体制づくりに努めます。                                                | 健康福祉課<br>住民協働課<br>民生委員児童委員<br>自治会 |
| 見守り協力者の拡充        | ①見守り協定※を既に締結している事業所だけでなく、配達業者・検針員・不動産業等と連携した見守り体制の構築に努めます。<br>②地域全体で見守りを行うような、意識の高揚に努めます。 | 健康福祉課<br>社会福祉協議会<br>事業所<br>関係機関   |

## 基本目標：協働

### 重点目標：地域福祉の体制づくりを強化しよう

#### 9. 相談

##### 地域課題と現状

- ・困りごと相談をしたいとき、窓口が複雑でわかりづらい。
- ・相談に行けない方の対応が必要。
- ・様々な相談窓口があるが、広報や回覧で知らせてほしい。
- ・気軽に相談に乗ってもらえる場所が必要です。

##### 基本方針

相談窓口の充実を図るとともに、相談支援体制づくりに努めます。

##### 取り組みの方向（活動内容）

～相談支援体制の充実を図る～

###### ①継続する主な取り組み

| 取組名       | 取組内容                                              | 実施主体・関係機関                                     |
|-----------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 各種相談事業の周知 | 障害者（身体、知的、差別）相談、人権相談、心配ごと相談、法律相談などの相談事業について周知します。 | 健康福祉課<br>企画財政課<br>社会福祉協議会                     |
| 専門機関との連携  | 様々な問題を抱えた方に対して、専門機関との連携を図り、問題解決に取り組みます。           | 健康福祉課<br>社会福祉協議会<br>包括支援センター<br>児童相談所<br>関係機関 |

###### ②新たな取り組み

| 取組名                                     | 取組内容                                                                                                             | 実施主体・関係機関                            |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 包括的な相談支援体制の構築<br>〈「我が事」・「丸ごと」地域共生社会の実現〉 | ①「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりを検討します。<br>②地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」総合相談支援の体制整備を図ります。 | 健康福祉課<br>社会福祉協議会<br>包括支援センター<br>関係機関 |

## 基本目標：協働

### 重点目標：地域福祉の体制づくりを強化しよう

#### 10. 連携

##### 地域課題と現状

- ・自治会と民生委員児童委員との関わりが少ない。
- ・支援を行うには情報の共有が大事だが、個人情報保護の関係で難しい場合がある。
- ・個々に様々な活動を行っているが、さらに活動の範囲を広めるためには他の団体との連携ができるようにすることが必要。

##### 基本方針

自治会と民生委員児童委員、関係機関や行政との連携による地域活動の充実を図ります。

##### 取り組みの方向（活動内容）

～自治会、民生委員児童委員、関係機関との連携による地域活動の充実～

###### ①継続する主な取り組み

| 取組名              | 取組内容                                                | 実施主体・関係機関                           |
|------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 自治会と民生委員児童委員との連携 | 自治会に民生委員児童委員※の活動を周知できるように協力し、日常から連携が図れる体制づくりを推進します。 | 健康福祉課<br>社会福祉協議会<br>民生委員児童委員<br>自治会 |

###### ②新たな取り組み

| 取組名          | 取組内容                           | 実施主体・関係機関                       |
|--------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 自治会と関係機関との連携 | 自治会が様々な関係機関や団体と連携できるように取り組みます。 | 住民協働課<br>社会福祉協議会<br>自治会<br>関係機関 |
| 学生ボランティアとの連携 | 学生を取り込んだ地域活動の内容を検討します。         | 社会福祉協議会                         |
| 福祉交流会の開催     | 福祉に関わる関係者同士の交流を図るため、交流会を開催します。 | 健康福祉課<br>社会福祉協議会                |

## 基本目標：協働

### 重点目標：地域福祉の担い手を育成しよう

#### 1 1. ボランティア

#### 地域課題と現状

- ・ボランティア活動者の減少、高齢化が著しい。
- ・地域を担うボランティアのリーダーを育成する必要がある。
- ・見守りや移動支援を行うボランティアを育成してほしい。
- ・ボランティア活動は時間的な制約が多く活動しづらい。

#### 基本方針

ボランティアの育成とコーディネート機能の強化に努めます。

#### 取り組みの方向（活動内容）

～ボランティア活動の充実と人材育成～

##### ①継続する主な取り組み

| 取組名                | 取組内容                                                                                  | 実施主体・関係機関                |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ボランティアの募集とPRの強化    | ボランティア※募集のポスターやパンフレットを公共施設等へ掲示したり、インターネット等を活用した情報提供を行います。                             | 社会福祉協議会                  |
| ボランティアの人材育成        | ①ボランティア講座※を開催し、ボランティア活動に繋がるように取り組みます。<br>②小学校で行っている福祉教育※を支援し、未来のボランティアとして人材育成に取り組みます。 | 社会福祉協議会<br>学校教育課<br>小中学校 |
| ボランティアコーディネート機能の強化 | ①要望に対してボランティアを派遣したり、ボランティア希望者への情報提供や活動に対する支援を行います。<br>②ニーズに対応できるような人材把握に努めます。         | 住民協働課<br>社会福祉協議会         |

##### ②新たな取り組み

| 取組名                 | 取組内容                                                  | 実施主体・関係機関                         |
|---------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 若い世代のボランティア活動への参加促進 | ①学生が参加できるようなボランティア活動を支援します。<br>②新たなボランティア活動への協力を行います。 | 住民協働課<br>社会福祉協議会<br>教育委員会<br>小中学校 |

## 基本目標：交 流

### 重点目標：地域での助け合いを進めるための基盤を作ろう

#### 12. 交流の場

##### 地域課題と現状

- ・地域での住民同士の交流の機会が少ない。
- ・高齢者と子供との交流が少ない。
- ・順天堂大学の学生の自治会への加入率が低く、地域行事への参加も少ないため、大学生と地域住民との交流が少ない。
- ・外国人との交流の機会が少ない。
- ・子供の数が少なく、公園が交流の場になっていない。
- ・交流の場として町内にいくつかサロンが開設されているが、利用者が固定化し、新しい人が利用しづらいケースもある。
- ・自治会の役員が1年で交代するなど活動に継続性がなく、交流機能が薄れている。

##### 基本方針

地域住民がお互いに支えあって、地域間、世代間、異文化との交流ができるよう努めます。

##### 取り組みの方向（活動内容）

～地域コミュニティによる支え合いの強化を図る～

###### ①継続する主な取り組み

| 取組名      | 取組内容                                                                                       | 実施主体・関係機関        |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| サロン事業の推進 | ①現在行われているサロン※の運営を支援し世代間交流や異文化との交流など住民同士の交流を推進します。<br>②サロンにコーディネーター※を設置するなどして、利用者の固定化を防ぎます。 | 住民協働課<br>社会福祉協議会 |
| 地域行事の活性化 | ①地域で行われる行事を支援し、地域住民同士の交流を推進します。<br>②学生の自治会への加入を促し、地域行事への参加を呼びかけます。                         | 住民協働課<br>自治会     |

###### ②新たな取り組み

| 取組名         | 取組内容                                                                             | 実施主体・関係機関                   |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 新たな交流の場の開設  | 高齢者、障害者、ひとり親家庭、外国人などがお互いに情報交換でき、地域の人たちとも交流できるような場を提供します。                         | 住民協働課<br>社会福祉協議会<br>地域住民    |
| 地域子育て支援拠点事業 | 子育て中の保護者と子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供することにより、子育てに係る不安感等の軽減を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。 | こども課<br>子育て支援センター<br>「あいあい」 |

## 基本目標：交 流

### 重点目標：地域での助け合いを進めるための基盤を作ろう

#### 13. 福祉施設

##### 地域課題と現状

- ・地域福祉の活動拠点となるような総合的な福祉施設が必要です。
- ・地域によって集会所の数に偏りがあり、東酒々井地区（アイビネオハイツを除く）は1カ所しかなく、世帯数と地域の広さに見合っていない。
- ・子供が安心して集まれるような場所が必要です。
- ・子供から高齢者までが使用できるような施設の建設。

##### 基本方針

地域福祉の活動拠点となるような総合的な福祉施設の整備について検討するとともに、地域コミュニティの活性化のため、空き家等を活用した集会所や交流の場の設置を推進します。

##### 取り組みの方向（活動内容）

～地域活動・交流の場を整備する～

###### ①継続する主な取り組み

| 取組名           | 取組内容                                                       | 実施主体・関係機関        |
|---------------|------------------------------------------------------------|------------------|
| 総合的な福祉センターの整備 | 誰でも使用でき、交流や情報交換の場となるような地域福祉の活動拠点となる総合的な福祉センターの整備について検討します。 | 健康福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 集会所の活用        | 既存の集会所を交流の場として活用できるよう働きかけます。                               | 住民協働課<br>自治会     |
| 公園の整備         | 公園の遊具を更新し、また、健康器具を設置する等、子どもと高齢者が交流できるような場を提供します。           | まちづくり課           |

###### ②新たな取り組み

| 取組名              | 取組内容                                                                                             | 実施主体・関係機関                       |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 空き家の活用           | ①空き家の活用により集会所の地域的な偏在を是正します。<br>②空き家を地域の交流の場として活用できるよう取り組みます。<br>③空き家を利用したグループホーム※の設置を検討します。      | まちづくり課<br>社会福祉協議会<br>自治会<br>事業所 |
| 酒々井町子育て支援センターの活用 | ①地域子育て支援拠点事業<br>子育て中の親とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供することにより、子育てに係る不安感等の軽減を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。 | こども課<br>子育て支援センター<br>「あいあい」     |

|                  |                                                                                                                                              |                             |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 酒々井町子育て支援センターの活用 | <p>②利用者支援事業<br/>子育てコンシェルジュ※が、子育て中の保護者の目線で育児不安に対し相談に応じます。</p> <p>③ファミリー・サポート・センター事業<br/>子育てに協力したい会員と子育てをサポートしてほしい保護者を結びつけ、地域社会で子育てを支援します。</p> | こども課<br>子育て支援センター<br>「あいあい」 |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|

### ③分野別行政計画

| 計画名称         | 概 要                                                                                     | 担当課    |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 酒々井町空き家等対策計画 | 空き家の活用を推進することにより、安全安心に地域で暮らすことのできる生活環境を確保して、地域の活性化を図り、地域の再生につなげていくことを目的に空き家対策の実施を検討します。 | まちづくり課 |



## 基本目標：交 流

### 重点目標：社会参加の促進を図ろう

#### 14. 生きがいくくり

##### 地域課題と現状

- ・酒々井に住んで良かったと思えるような町にしたい。
- ・高齢者の活躍できる場が必要です。
- ・ボランティアや生涯学習の活動に対して、発表の場は多いが評価される機会が少ない。
- ・地域の老人クラブが高齢化し、活動できる人が少なくなってしまった。
- ・60代や70代前半の老人クラブ会員が少ない。
- ・様々な行事を開催しても参加者がいつも一緒に固定化してしまっている。
- ・人と人のつなぎ役としてコーディネーターが必要。
- ・オフィシャルではない茶話会やサロンを通じて横の繋がりを広めていきたい。

##### 基本方針

生きがいくくりの機会や活動を増やして、酒々井に住んで良かったと思える町づくりを推進します。

##### 取り組みの方向（活動内容）

～生きがいくくりの促進を図る～

###### ①継続する主な取り組み

| 取組名          | 取組内容                                         | 実施主体・関係機関           |
|--------------|----------------------------------------------|---------------------|
| 既存の団体や活動への支援 | 地域の老人クラブや水仙クラブ連合会※の活動を支援し、高齢者の生きがいくくりを推進します。 | 健康福祉課<br>社会福祉協議会    |
|              | シルバー人材センター※の運営を支援し、高齢者の社会参加を促進します。           | 住民協働課<br>シルバー人材センター |
|              | 公民館事業や生涯学習事業※の充実を図り、社会参加と生きがいくくりを推進します。      | 生涯学習課               |

###### ②新たな取り組み

| 取組名           | 取組内容                                                   | 実施主体・関係機関        |
|---------------|--------------------------------------------------------|------------------|
| 新たな取り組みに対する支援 | 農産物の栽培や収穫を体験できるようなイベントを実施し、農村部と都市部の交流を通じて農村部の活性化を図ります。 | 経済環境課<br>地域住民    |
|               | 環境美化や景観づくりのボランティア活動への参加を促進し、住み心地のいい町づくりに取り組みます。        | 経済環境課<br>社会福祉協議会 |
|               | 町民からアイデアを募集し、交流や生きがいくくりになるような行事を開催します。                 | 関係各課<br>地域住民     |
| 特徴ある地域活動のPR   | 地域で取り組んでいる活動をPRし、活動意欲の高揚に努めます。                         | 住民協働課<br>社会福祉協議会 |

## 基本目標：交 流

### 重点目標：情報の充実を図ろう

#### 15. 広報・情報

##### 地域課題と現状

- ・他の地域でどんな行事や取り組みが行われているかわからない。
- ・町民全体で情報を共有することが必要。
- ・住民回覧の量が多く、すべての情報が伝わっていない。
- ・住民回覧に伴う自治会長や区長、班長の負担が大きい。
- ・新聞をとっていない世帯への広報紙の配布ができていない。
- ・興味を持ってもらえるような工夫が必要。
- ・視覚障害者や聴覚障害者への情報提供の方法が十分ではない。

##### 基本方針

地域住民への情報発信の手段として広報紙や回覧、ホームページを活用した情報の提供や、高齢者や障害者に対しても適切に情報提供ができるよう努めます。

##### 取り組みの方向（活動内容）

～適切な情報提供の充実を図る～

###### ①継続する主な取り組み

| 取組名             | 取組内容                                         | 実施主体・関係機関         |
|-----------------|----------------------------------------------|-------------------|
| 広報・回覧・ホームページの充実 | 広報紙やホームページを分かりやすくし、情報提供の充実に努めます。             | 企画財政課<br>社会福祉協議会  |
|                 | 聴覚障害者や視覚障害者、外国人など情報の入手が困難な方にも、情報が行き届くよう努めます。 | 健康福祉課<br>社会福祉協議会  |
|                 | 広報をCDに録音した「声の広報」を作成し、希望者に配布します。              | 社会福祉協議会<br>ボランティア |
|                 | 住民の負担にならずに情報提供ができるよう、住民回覧の方法を工夫します。          | 住民協働課             |
| 防災行政無線の活用       | 防災行政無線の有効な活用方法について検討します。                     | 総務課               |

###### ②新たな取り組み

| 取組名              | 取組内容                                                                  | 実施主体・関係機関            |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------|
| インターネットを活用した情報提供 | ホームページだけでなく、ツイッターやフェイスブックといったSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報提供を行います。  | 企画財政課<br>社会福祉協議会     |
| 地域間の情報共有         | 地域担当員※と自治会が連携して情報の共有を図り、各地域で行われている行事や取り組みを町全体に周知することで地域間の情報共有に取り組みます。 | 住民協働課<br>自治会<br>地域住民 |

## 第5章 計画を推進するためには

### 1 計画の普及と啓発

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域住民の参加と支え合いによって推進していくもので、一人でも多くの町民に理解と協力を得ることが重要となります。

この計画を推進していくためには、町民、事業者、関係機関・団体、町、社会福祉協議会の「協働」が不可欠なものとなります。

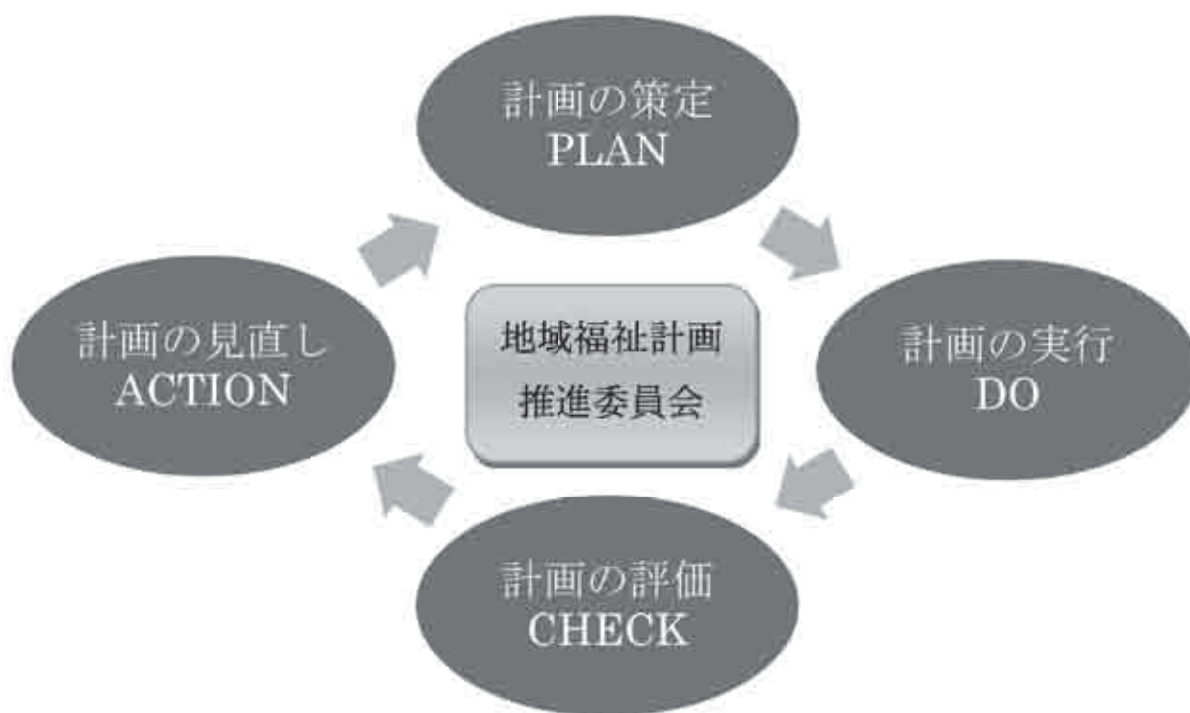
そのためには、この計画が地域に定着するよう広報や回覧、ホームページなどで周知を図るとともに、自治会や民生委員児童委員などといった地域のネットワークを活用し、本計画の普及と啓発に取り組みます。

### 2 計画の推進と評価

この計画は、町民、事業者や関係機関・団体、町、社会福祉協議会が協働で進める計画です。この計画の取り組みを効果的に推進するため推進表を作成し、計画の進捗状況や事業の方向性を確認し進行管理を行っていきます。

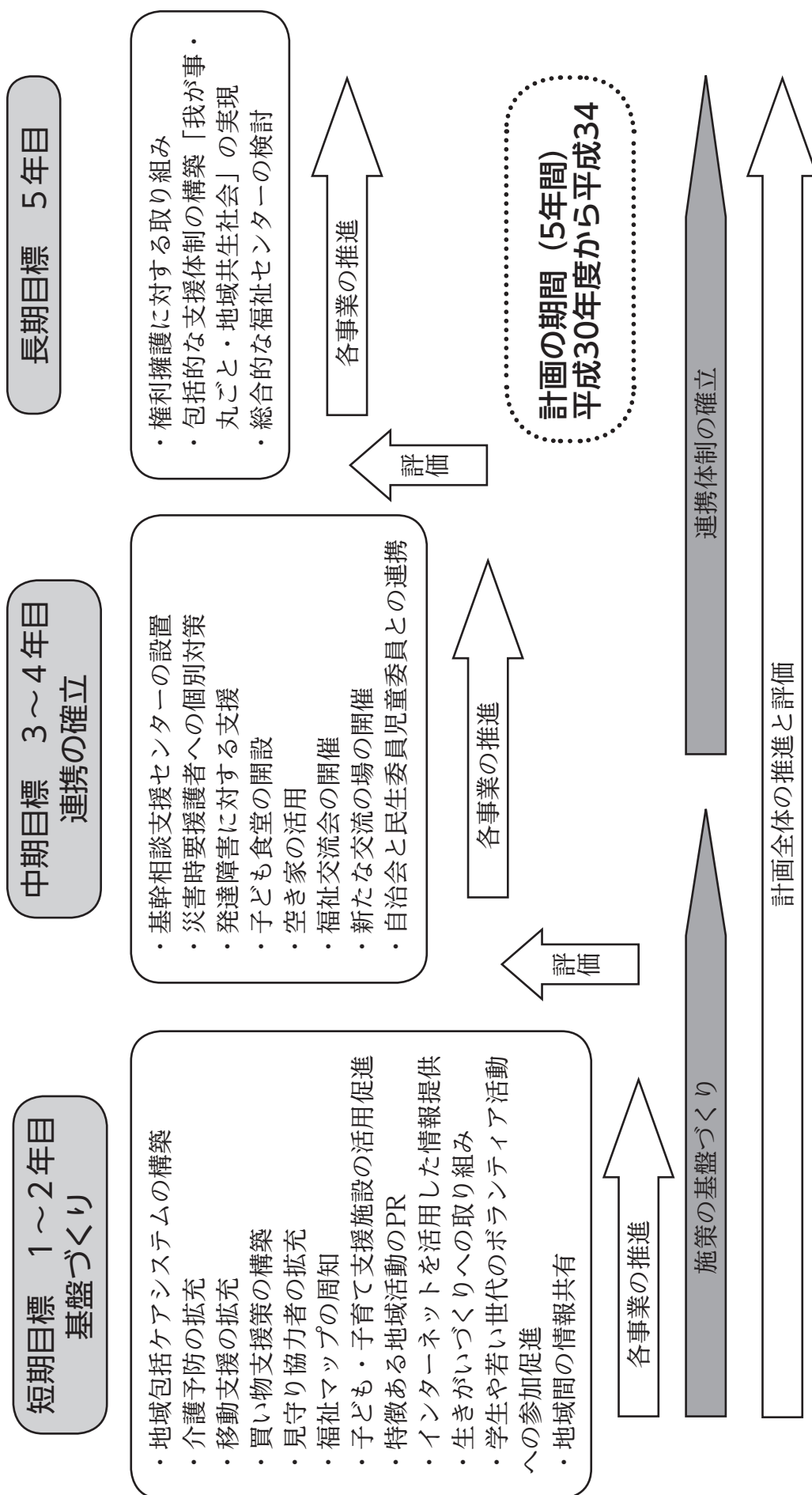
また、計画の推進と評価については「酒々井町地域福祉計画推進委員会」を設置し、この計画の進捗状況を定期的に評価しその結果を分析しながら計画の見直しを行います。

#### 【PDCAサイクル】



# 計画の推進と評価 「実現に至るロードマップ」

## ～ 新たな取り組みの進行管理 ～



## 第6章

### 酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画に寄せて (コラム)

本計画の策定にあたり、策定委員のみなさんの普段の活動について紹介させていただきます。

#### 1. 子どもから高齢者まで 誰でも参加できるラジオ体操

町民公募 堀越 昭磨

#### 2. 駅文庫が育む地域住民の知力と元気

町民公募 杉山 修

#### 3. 酒々井町民生委員児童委員協議会の取り組み

酒々井町民生委員児童委員協議会会長 大西 眞典

#### 4. 住みよい酒々井をつくる防災の会の取り組み

酒々井町ボランティア協議会会員 仲田 健司

#### 5. 地域で生きがいづくりしませんか？

酒々井町水仙クラブ連合会監事 立田 文夫

#### 6. 「仲間」

酒々井町手をつなぐ親の会会長 福田 美千代

#### 7. 酒々井町地域包括支援センターの取り組み

酒々井町地域包括支援センター 社会福祉士 稲岡 哲

#### 8. 白ゆり会（酒々井町母子寡婦福祉会）の取り組み

酒々井町母子寡婦福祉会会長 青木 悦子

#### 9. 誰もが心豊かに生きられる、明るい社会を目指して

酒々井町更生保護女性会会長 吉田 和子

#### 10. 「酒々井町ふくしまップ<改訂版>」の作成を通して

順天堂大学スポーツ健康科学部 准教授 松山 毅

## 子どもから高齢者まで 誰でも参加できるラジオ体操

酒々井町地域福祉計画策定委員

堀 越 昭 磨（町民公募）

東酒々井大森公園ラジオ体操は、東酒々井2丁目自治会が子ども会の「夏休みラジオ体操」から始まり、間もなく4000日を迎えます。

一人でも多くの方にラジオ体操を親しんでいただき、「地域の運動（ラジオ体操）グループづくりと健康づくり」を推進するため、NHKが実施しているラジオ体操講師の派遣実現に努力してまいります。

### 【活動内容】

①町制施行120年記念事業として、平成21年8月にはNHKラジオ体操の実施を提案し、約800名の町民の皆様に参加いただき実施いたしました。



②一人では続けにくい運動や健康管理を、散歩やウォーキングの途中でも参加でき、地域の世代間交流を楽しみながらできるラジオ体操に、会場である大森公園に約30名の方が参加しています。

③ラジオ体操で利用している公園を、毎月第1月曜日に体操終了後、清掃しています。



皆さんも一緒に  
ラジオ体操をしませんか？

# 駅文庫が育む地域住民の知力と元気

酒々井町地域福祉計画策定委員

杉 山 修（町民公募）

## 1. 住民2万人余の町で住民寄贈の貸本で読まれた本は推定累計16万冊

JR酒々井駅の改札口の正面に、読書好きの通勤者数名の発案で、本箱が持ち込まれ駅文庫が出来たのは今から17年前の平成13年でした。当時は酒々井からは東京までの通勤には乗り換え時間も入れると往復で4時間近い時間が必要で、通勤の車中を読書で過ごす人が多い時代でした。読み終わった本は駅の本箱に献本して他の人に読んで貰おうという発想でJR酒々井駅からスタートした駅文庫は、発案者の努力が実り献本を申し出る人も多く、翌年には京成酒々井駅でも運用を始めることになりました。リサイクルとシェア時代を先取りした発想で住民の本代の節約に寄与した面が大きかったと思います。

因みに昨年までの16年間で記録されている住民からの献本数は約4万冊で、返却されなかったり、古くなって使えなくなるまでに平均4回転したと仮定すると16万人の読者に利用されたことになります。この数は2万人余の町民の数との比較で見ると酒々井町に読書好きを増やしたのではないかと喜んでおります。

## 2. 利用者は通勤者から在宅高齢者へ

スマホの時代を迎えて通勤者の貸本利用は急減しました。嘗ての通勤者が在宅されるようになり、日課のように歩いて駅文庫に来て本を借りて帰られる高齢者や、子育てを終えて本を読む時間が出来た女性買い物帰りに本を借りられるケースも多くなり、利用者は通勤者から在宅住民へと様変わりしてきております。駅文庫は今や在宅住民の知力と元気を養い豊かな生活を作る厚生施設としての役割も担うようになってきております。

## 3. リニューアルを機に生まれた常連利用者の交流

住民にとって駅文庫が果たしている役割が徐々に増えていることが、町長はじめ行政の皆さんにも広く認められることとなり、町から補助金を頂いて、一昨年、駅文庫がスタートして15年を迎えたのを記念して、古くなったJR酒々井駅の本箱をリニューアルすることが出来ました。リニューアルで収容できる本が約千冊に倍増したことと、一覧性が増して利用しやすくなったことも加わって利用者が多くなり、常連の利用者が読後感想文を綴ったノートを利用して交流するようになって住民の絆作りにも役立っております。



## 4. 絵本や児童向け本も利用者が増加

リニューアルで絵本や児童本を収容するスペースも増やすことができて、利用者は子供たちにも広がって来ております。町の図書館では見つけられない古い本が孫を連れた祖母の目に留まり、祖母が子供時代に愛読した本を孫に読ませたいと、喜んで借りて帰られる光景なども見ております。

## 5. 夢は町中にミニ図書館

京成酒々井駅の本箱も今年リニューアル出来て、JR酒々井駅同様に鉢植えの花を飾ったり町の催しもののチラシを置くことも出来るようになりました。去年は駅から離れて、空き家を利用した町民交流の場KOKOにも本箱を設置しましたが、将来は町の中心から離れた場所にもミニ図書館のような施設を設置して、町中にある本を住民みんながシェアできる町、本のシェアが結ぶ憩いの町にできればと夢を膨らませております。

## 酒々井町民生委員児童委員協議会の取り組み

酒々井町地域福祉計画策定委員

大 西 眞 典（酒々井町民生委員児童委員協議会会長）

協議会は民生児童委員30名と主任児童委員2名で構成されています。毎月の定例会では、テーマを決めての意見交換や研修会を行い、民生児童委員として必要な知識等の習得に努めています。また町の健康福祉課・社会福祉協議会・地域包括支援センター等の主催する行事に協力し、地域住民の支援に必要な福祉関連諸機関とのつながりを深めています。



防災 DIG演習

防災会の指導による図上訓練を通して災害時の町内関連拠点の確認や、非常時に想定される危機的な諸状況を学習し、発災時の民生委員としての災害時要配慮者への対応について話し合いました。



南房総市 学校視察訪問

過疎化による学校統合により、保育児から中学校までの一貫教育に取り組む学校を訪問。

地域が厳しい試練に立たされている中、次世代を担う子どもたちへの先生方の教育方針や熱い思いを伺いました。

民生委員は、地域住民の立場に立ってまちの福祉を担うボランティアです。住民の身近な相談相手として、生活上の心配ごとや困りごとの相談に応じ、その課題が解決できるよう、必要な支援へのつなぎ役になります。また地域の見守り役として、高齢者・障害を持つ人・子供たちの見守りを行っています。子どもや子育てに関する支援を専門に堪能する主任児童委員も活動しています。民生児童委員には法による守秘義務が課せられていますので、相談内容が他の人に伝わることはありません。安心して相談して下さい。

# 住みよい酒々井をつくる防災の会の取り組み

酒々井町地域福祉計画策定委員

仲 田 健 司（酒々井町ボランティア協議会会員）

酒々井町青樹堂カレッジコース第10期生（H23.9～H26.8）の最後の卒業生として取り組んだ課題が「防災」でした。

当初は「災害対策コーディネーター酒々井町協議会」として4名の会員でスタートし、その後少しずつ仲間も増え会の名称も「住みよい酒々井をつくる防災の会」となり、現在12名の会員で活動しています。

私たちの活動は

〈Sheke out〉訓練の提唱

1. DROP！【まず低く】
2. COVER！【頭を守り】
3. HOLD DOWN！【動かない】

・災害伝言ダイヤル171の紹介（毎月1・15日他、指定日有）

・簡易トイレ等の製作・実演（指定材料の準備願います）等

地域のイベント（千葉氏祭りやふるさとまつり）等で紹介しています。

さて、平成の元号は“地平かに天成る”という中国史書の言葉から付けたとされていますが、実際には平成が始まる数年前に亡くなった安岡正篤氏が「昭和の次は平和になる意味で平成が良い」と言ったのが、政治家の中で長く語り継がれたと言われています。

しかしながら、平成の時代は阪神淡路大震災・新潟中越地震・東日本大震災・熊本地震と想定外・予想外と頻繁に言われるくらい未曾有の大震災が日本列島を襲いました。

いままで大きな災害がなかった酒々井町ですが、地域のリスクを知り、想定外・予想外の天災に備えられるよう、皆さんと一緒に協力して防災に取り組む「住みよい酒々井をつくる防災の会」のメンバーとなっただき、一緒に活動できることを期待しています。



テント設営訓練



中央台4丁目自治会  
要援護者避難訓練

## 地域で生きがいきくりしませんか？

地域福祉計画策定委員

立 田 文 夫（酒々井町水仙クラブ連合会監事）

私が所属しているＳＳＳＣ（酒々井町墨シニアクラブ）では、地域を南北に縦貫する県道（富里酒々井線）沿線に隣接する休耕地や山林が荒れ放題だったため、これを他人事と思わずきれいにしてみようと考えました。

当初は、なぜ他人の畑や県道を掃除しなくてはいけないのか反発もありましたが、今では会員の理解と協力を得ることができました。

そして県道（墨入口からアウトレット入口まで）の約２．５kmをきれいにしようと、【墨ウエルカムロード実行委員会】を平成２７年４月に立ち上げました。

活動を始めて感じたことは、６０代はもちろん、７０代８０代の皆さんが生き生きと活躍する姿でした。高齢者になっても活動の場があると人は社会貢献する意識が芽生えてくると強く感じました。そして活動を通じ、会員との友情と交流も深まり、何よりも活動した後の満足感とさわやかな汗は、自分の田畑の作業をした時に負けない、明るい良い顔になっていると思います。

これまでは何か問題が起きると行政頼りがほとんどでしたが、これからは地域住民と町が中心となり協働の町づくりを展開していくことがとても重要と思います。

協働・助け合いの意識改革をいかに早く実現できるかが地域の生き残り・町の生き残りを左右するといっても過言ではないと考えます。

弱い立場の人に手を差し伸べる、ほんの少しの心遣い、支援する気持ちをはぐくんでみんなで助け合い、人にやさしい酒々井町を構築して行くことが望ましいと思います。

人はお互い様の精神で、「みんなは一人のため、一人はみんなのため」にを実現していければ地域福祉計画・地域福祉活動計画はほとんど実現可能だと思われます。

どうぞ皆さん『明るく元気な 福祉の町 酒々井』を一緒に作り上げていきましょう。



## 「仲間」

地域福祉計画策定委員

福田 美千代（酒々井町手をつなぐ親の会会長）

「おはようございま～す！」元気な声が響きます。毎月第2・第3土曜日、「和組」のメンバー（学校を卒業したメンバー）は、作業日のため集まってきます。作業といっても、難しいものではなく、主に、午前中は、刺し子の糸よりや、草履作りのための着物解し、ソーランや手話ダンスの練習など、午後は、エコトピア内で喫茶店の手伝いをみんなで和気あいあいとやっています。



もうひとつのグループ「アップル組」は、学校に通っている子供達のグループで、主に個別で言語療法を受けています。今、その母達が、横の繋がりを作ろうと時々集まり、勉強会を開いたり、おしゃべり会をしています。

私達が集う「酒々井町手をつなぐ親の会」は、平成4年に地域の学校の支援学級に在籍する子を持つ母親が、学校の先生に勧められて集まったのが始まりです。お泊まり会など計画し、子も親も絆を深めてきました。しかし、お借りしていた建物の老朽化が進んだため、現在は平成26年よりエコトピアの一室をお借りして活動をしています。軽作業の他、お楽しみで、カラオケやボーリングなどの行事もあります。ボランティアさんと一緒に行うクリスマス会は、ソーランの発表あり、手話ダンスや手品ありで盛り上がり、みんなが楽しみにしている行事のひとつです。

そして、和組のメンバーは、今では兄弟姉妹のように自然に付き合うことができ、お互い喜び・楽しみのツボを心得る「仲間」となりました。

私たちにとって「仲間」はとても大切な存在です。会の中だけでなく、地域の皆さんとの出会いも大切にし、エコトピアのスタッフの方に温かい声をかけていただいたり、ボランティアの皆さん、レジの店員さんからも買い物途中に挨拶をしていただいたり、近所のお友達と遊んだりしながら、色々な経験をすることでコミュニケーションの対応力を身につけ、「仲間」を増やしています。色々な方との繋がりや、町内で安心して行動できる範囲を広げることにつながり、子供達にとって貴重な財産となります。

この会の名のように、親達が手をつなぎ、発達につまずきがあってもこの酒々井で安心して笑顔で暮らせるよう子供達の生活を考え、仲間を増やして活動していきたいと思います。そして、支援してもらっただけでなく、私達にできる地域活動を考えていきたいと思っています。



## 「酒々井町地域包括支援センターの取り組み」

地域福祉計画策定委員

稲岡 哲（酒々井町地域包括支援センター 社会福祉士）

初めまして。酒々井町地域包括支援センターと申します。

聞き慣れない名称で、「結局何をするとところなの？」という疑問を皆さまお持ちになるかと思います。介護保険上に規定された市町村の機関で高齢者の総合相談窓口で、端的に言いますと「高齢者の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるように様々な方面から支える施設」になります。酒々井町の地域包括支援センターは、社会福祉法人鼎（エコトピア酒々井）が業務委託しています。

相談業務の他に、地域のケアマネジャーとのネットワーク作りのため、年数回の連絡会議も行なっています。また介護保険を利用していない一般の方向けの講座も行なっています。今年度は「リハビリ・認知症・訪問診療」に関する講座を近隣の病院の先生をお招きして行ないました。その他65歳以上の方向けの健康体操「水曜会」の開催や、高齢者の安否確認なども行なっております。

新年度より、新事業として①在宅医療・介護連携推進事業②認知症施策推進事業③生活支援体制整備事業（地域の支え合い・助け合いの推進）を開始します。

事務所は役場西庁舎（こども課隣）です。お近くに来た際は、是非お立ち寄り下さい。



平成30年2月に公民館にて開催した「自宅で最期まで受けられる医療～訪問診療～」の講座風景

# 白ゆり会（酒々井町母子寡婦福祉会）の取り組み

地域福祉計画策定委員

青 木 悦 子（酒々井町母子寡婦福祉会会長）

私たち白ゆり会は、酒々井町でひとり親で子どもを育てる母子家庭、そして子どもが巣立った寡婦が集う団体です。

全国に『全国母子寡婦団体協議会』、県には『千葉県母子寡婦福祉連合会』があり、そして酒々井町の組織となります。

子育て中のお母さん方へ福祉施策の知ってもらうために、県では勉強会を開催し、啓蒙活動をしています。白ゆり会としても、他市町村と連携をとりながら、子どもの居場所、子どもの健やかな成長を目指しています。

若年母子の行事としては、夏休み日帰りバス旅行、クリスマス会、春のボーリング大会等を行っています。また、県の懇親会等にも参加しています。

寡婦の行事としては、バス旅行や懇親会の交流のほか、活動資金を得るため、エコトピア酒々井で週1回喫茶店を開催したり、お花売りをしています。喫茶店ではコーヒーが好評で、手作りの甘酒をふるまうこともあります。

酒々井町は母子と寡婦がとてもいい関係をつくることができており、若年母子会の行事に寡婦も参加する等、日々連携や交流を深めながら、活動を行っています。

今年度、全国の統一活動テーマは、

◇ つなごう人の輪 守ろう地域の輪 ◇

討議テーマは

◇ すべての子どもに安心と希望を！  
母子と寡婦共に育む 子どもの未来 ◇



となっています。

これからも、未来ある子ども達のため、白ゆり会の組織の充実を図るため、頑張っていきたいと思います。

# 誰もが心豊かに生きられる、明るい社会を目指して

地域福祉計画策定委員

吉 田 和 子（酒々井町更生保護女性会会長）

「更生保護女性会」・・・一人ひとりが人として尊重され社会の一員として連帯し、過ちを犯した人たちの立ち直りを支援するための全国規模のボランティア団体です。

私たち『酒々井町更生保護女性会』は女性として、母親としての立場から、平和な生活を守るために地域から犯罪者や非行少年を出さないと同時に、犯罪や非行に陥った人たちが、二度と過ちを繰り返さないよう、その立ち直りを支えるため、更生施設への訪問や子育て支援等に力を注いでいます。

文字にするととても難しい活動のように思えますが、会員7名、そして賛助会員の皆さんに支えられ、にぎやかに、和気あいあいと活動しています。

主な活動としては、毎年7月に行われる「全国社会を明るくする運動」として、通勤・通学時間に併せて啓蒙活動の実施や、「ミニ集会」として、中央公民館やプリミエール酒々井にて、うたのおねえさんをお呼びして子育て応援イベントを開催しています。

また、毎月第3火曜日に集まる定例会では、更生保護の標語が入った手作りのしおりを作成しています。作られたしおりは、「社会を明るくする運動」の活動に併せて町内保育園・幼稚園、小学校、中学校の最高学年に配布したり、活動を知ってもらうために盛年式等で配布しています。

私たちと一緒に  
活動してみませんか？



↑ 手作りのしおり



↑ 大きい風船遊びはいつも大人気（ミニ集会）



↑ JR酒々井駅での活動（社会を明るくする運動）

# 「酒々井町ふくしマップ<改訂版>」の作製を通して

地域福祉計画策定委員長

松 山 毅（順天堂大学スポーツ健康科学部准教授）

「酒々井町ふくしマップ<改訂版>」が平成30年3月に完成しました。酒々井町社協と住民ボランティア有志の方々、順天堂大学スポーツ健康科学部社会福祉学ゼミナールの大学生でマップ作製実行委員会を立ち上げ、調査項目の検討から実地調査、まとめの作業を行ってきました。今回のマップは、平成23年3月に作製したマップの改訂版になります。

初版（平成23年）のふくしマップでは、ハード面のバリアフリー情報の提供だけではなく、AEDの設置場所や商品の配達の有無、学校避難所の設備状況なども掲載しました。外出困難な方への情報提供に加えて、マップを手にとってくださった方々に少しでもバリアフリーについて考えていただけるきっかけにもなれば、という思いも込めて作製しました。

改訂版の検討では、初版の精神を継承しつつ、より広範な外出困難な方への情報提供（子育て世代など）や、実際にマップを必要とする方々の利便性（コンパクトさ）を配慮して作製しました。また、改訂版作製の過程では、平成28年度の地域福祉フォーラムにて「ふくしマップ」を題材に、社会参加支援やバリアフリーを考える機会をいただきました。

ふくしマップの作製を通して、酒々井町の様々な福祉課題（交通機関の不便さ、人口や病院・商店の偏り、皆が集える場の少なさ、等）について学ぶ機会にもなりました。年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく外出ができて、さりげなく支え合える、そのようなまちづくりにこれからも貢献できればと考えています。



## 【参考資料】

- 1 地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 2 地域福祉計画策定委員名簿
- 3 用語説明

# 1 策定委員会設置要綱

酒々井町告示 第35号  
平成24年 4月11日

## 酒々井町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(平成15年4月施行)第107条(市町村地域福祉計画)の規定により酒々井町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、酒々井町地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。  
(所掌事項)

第2条 策定委員会は次に掲げる事項について検討を行い、計画案を策定するものとする。

- (1) 計画の策定に関して意見を述べること。
- (2) 計画の策定に関する情報交換
- (3) その他計画策定に関する必要なこと。

(委員)

第3条 策定委員会の委員は、町民公募、酒々井町議会教育民生常任委員会委員長、学識経験者、福祉関係団体をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。  
委員長及び副委員長は、委員をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

(事務局)

第6条 事務局は、健康福祉課及び社会福祉協議会とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、計画が策定された日をもって効力を失う。

## 2 策定委員名簿

|        | 代表者名   | 選出母体            | 役職・部会 |
|--------|--------|-----------------|-------|
| 町民公募   | 杉山 修   | 町民公募            | 交流    |
| 町民公募   | 坪内 東公  | 町民公募            | 安心・安全 |
| 町民公募   | 堀越 昭磨  | 町民公募            | 安心・安全 |
| 町民公募   | 眞々田 義則 | 町民公募            | 協働    |
| 町議会    | 御園生 浩士 | 教育民生常任委員長       | 副委員長  |
| 学識経験者  | 松山 毅   | 順天堂大学           | 委員長   |
| 福祉関係団体 | 高橋 昌司  | 酒々井町社会福祉協議会     | 協働    |
| 〃      | 大西 眞典  | 酒々井町民生委員児童委員協議会 | 協働    |
| 〃      | 仲田 健司  | 酒々井町ボランティア協議会   | 協働    |
| 〃      | 吉田 和子  | 酒々井町更生保護女性会     | 協働    |
| 〃      | 立田 文夫  | 酒々井町水仙クラブ連合会    | 交流    |
| 〃      | 稲岡 哲   | 酒々井町地域包括支援センター  | 安心・安全 |
| 〃      | 山近 勉   | 社会福祉法人 鼎        | 交流    |
| 〃      | 小出 喜市  | 酒々井町心身障害者福祉会    | 安心・安全 |
| 〃      | 福田 美千代 | 酒々井町手をつなぐ親の会    | 安心・安全 |
| 〃      | 青木 悦子  | 酒々井町母子寡婦福祉会     | 安心・安全 |
| 〃      | 高梨子 淳一 | 酒々井町PTA連絡協議会    | 交流    |
| NPO団体  | 大野 一二  | 酒々井町の豊かな福祉をつくる会 | 交流    |
| 〃      | 青木 渉   | B-n-e-t子どもセンター  | 交流    |

|     |        |               |
|-----|--------|---------------|
| 事務局 | 河島 幸弘  | 健康福祉課 課長      |
| 〃   | 岩井 照夫  | 健康福祉課 主幹      |
| 〃   | 河合 智恵美 | 社会福祉協議会 事務局長  |
| 〃   | 渡邊 裕之  | 社会福祉協議会 事務局次長 |
| 〃   | 久保 隆   | 社会福祉協議会 副主査   |

### 3 用語の解説

#### 【ア行】

|                      |                                     |
|----------------------|-------------------------------------|
| 生きがいデイサービス事業         | 介護認定を受けていない60歳以上の方の介護予防事業           |
| A E D<br>(自動体外式除細動器) | けいれんを起こした心臓に、電気ショックを与えて正常に戻すための医療機器 |
| N P O                | 民間の非営利団体で地域に密着した公共サービスや社会貢献活動を行う団体  |

#### 【カ行】

|            |                                                                                |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 介護支援ボランティア | 介護認定を受けていない65歳以上の方が、町内介護保険施設等で生きがいづくりや介護予防のためにボランティア活動を行うこと                    |
| 介護予防サービス   | 介護保険サービスの一つで、要介護状態になることや要介護度の重度化をできる限り防ぐための取り組み                                |
| 給食サービス     | 安否確認を目的に、75歳以上のひとり暮らしの高齢者の自宅に高齢者向けのお弁当を配達する社会福祉協議会が行うボランティアサービス                |
| 緊急通報装置設置事業 | ひとり暮らしの高齢者等の緊急事態を通報する電話機とペンダント型発信機を貸与する町の事業                                    |
| グループホーム    | 高齢者や障害者が少人数（5～10人程度）で共同生活を営む住居およびその形態                                          |
| 健康推進員      | 町民の健康の保持増進並びに福祉の向上に寄与することを目的とする団体                                              |
| 言語聴覚士      | ことばによるコミュニケーションに問題がある方に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職                      |
| 交通弱者       | 自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人 |
| コーディネーター   | 参加者間の討議などを調整し、とりまとめる役割をもつ人                                                     |
| 子育てコンシェルジュ | 安心して子育てできるように、育児の悩みを聞いたり相談に乗ったりと、子育てママやパパを応援する強い味方                             |
| 子ども食堂      | 地域住民や自治体が主体となって無料または低料金で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場                                  |

## 【サ行】

|            |                                                                                                                    |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害時要援護者    | 高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方                                                        |
| 災害時要援護者登録  | 災害時の避難等に支援を必要とする高齢者、障害のある方、妊産婦の方などを事前に把握するため、ご本人からの申し出により登録する制度                                                    |
| 災害時時要援護者名簿 | 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な方の登録名簿                                                          |
| 在宅医療       | 在宅で行う医療のことで、外来・入院について第三の医療として捉えられている                                                                               |
| サロン        | 地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの場                                                           |
| しすいハート体操   | しすい整形クリニックの松浦龍院長の監修で、日本体育協会スポーツプログラマーの三橋好子先生が「だれでも手軽にできる、親しみやすい運動」として作成した体操                                        |
| しすいふれ愛タクシー | 町からの委託を受け、社会福祉協議会が運行しているデマンド交通システムで、予約に合わせて、自宅や外出先まで車が迎えに来てくれて、町内の行きたいところまで送迎するドア・ツー・ドアの乗り合いタクシー                   |
| 市民後見人      | 認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行うこと                            |
| 生涯学習事業     | 楽しく充実した人生を送ることを目指して、すべての人に生涯学習に参加する機会を提供する事業                                                                       |
| 障害者グループホーム | 障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行う                                                    |
| シルバー人材センター | 現役を引退した定年退職者等の高齢者が、地域社会でその経験を活かしつつ、働くことを通じて生きがいを得るとともに社会に貢献することを主たる目的として、自主的に参加し、組織する公益社団法人等で高齢社会を支える公益性・公共性を有する団体 |
| 心理発達相談員    | 育児や子育てに関する悩みの相談、情報提供、アドバイス（電話、対面）をする専門職                                                                            |

|             |                                                                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水仙クラブ連合会    | 水仙クラブ連合会は酒々井町独自の名称で、老人クラブ間の交流や会員の健康づくりなどを目的として様々な事業を実施している、地域の老人クラブが集まって形成された団体                             |
| 生活援助用具      | 社会福祉協議会で貸し出しや購入助成を行っているベッドや車椅子などの福祉用具の総称                                                                    |
| 生活困窮者自立支援制度 | 働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができない、再就職に失敗して雇用保険が切れた、あるいは、社会に出るのが怖くなった等さまざまな困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行う制度            |
| 生活保護制度      | 生活に困窮している国民に、困窮の程度に応じた保護を行って最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助けるための制度                                                  |
| 精神保健        | 精神的健康を保ち増進すること、精神障害にならないように予防すること、なった場合も早期発見、早期治療、再発予防をすること                                                 |
| 成年後見制度      | 判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護し、支援するための制度                                                             |
| 相談支援        | サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するもの |

## 【タ行】

|        |                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 男女共同参画 | 男女が性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮する事が出来る機会を確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うこと                         |
| 地域ケア会議 | 地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法                                         |
| 地域担当員  | 町民と町の協働のまちづくりを推進するために、町政の主要事項に対する意見、対案等の広聴や要請事項の依頼を行うとともに、地域の情報や課題の共有、解決に向けて、町民とともに考え実践するため、各地域に担当職員を配置した制度 |

## 【ナ行】

|              |                                                                                                                  |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日常生活自立支援事業   | 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等などの判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う社会福祉協議会の事業                        |
| 日常生活用具       | 障害者が日常生活を円滑に送ることを目的として、障害者専用の用具類の購入に際して公費で購入補助を行なう制度                                                             |
| 認知症サポーター養成講座 | 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成する、認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための取り組み                         |
| 認知症初期集中支援チーム | 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することが目的 |

## 【ハ行】

|            |                                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 発達障害       | 生まれつきの脳機能の発達のアアンバランスさ・凸凹(でこぼこ)と、その人が過ごす環境や周囲の人とのかかわりのミスマッチから、社会生活に困難が発生する障害 |
| バリアフリー     | 日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていくこと                               |
| 福祉教育       | 社会福祉に対する理解を深めるために行われる教育活動                                                   |
| 福祉タクシー     | 身体障害者や介護の必要な高齢者の移動のために、車椅子やベッドのまま乗れる装備のあるタクシー                               |
| 福祉避難所      | 災害発生時に高齢者・障害者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所                                    |
| ヘルシーウォーキング | 保健センターが実施する健康増進事業のひとつで、生活習慣病予防のため健康推進員と一緒に町内各地を歩く事業                         |
| 法人後見       | 社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと            |
| 訪問診療       | 在宅で療養していて通院が困難な患者を対象に、医師が定期的に訪問して診療を行うこと（往診）                                |
| ボランティア     | 自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人                                                  |
| ボランティア講座   | 市民活動センターやボランティアセンターなどで実施している、地域住民向けのボランティアに関する講座                            |

## 【マ行】

|          |                                                                                        |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 町三師会     | 町の医師会、歯科医師会、薬剤師会を指す呼称                                                                  |
| 見守り協定    | 担当者が配達の際、組合員や地域の高齢者などの異変に気付いた場合、事前に取り決めた連絡先に速やかに連絡・通報を行うというもの                          |
| 民生委員児童委員 | 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている |

## 【ヤ行】

|            |                                                |
|------------|------------------------------------------------|
| ユニバーサルデザイン | すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザイン                  |
| 要保護児童      | 児童福祉法で、保護者がいない児童、または保護者に監護させることが不相当と認められる児童をいう |

## 【ヤ行】

|           |                                                                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ワンコインサービス | 社会福祉協議会で行っている在宅福祉事業であり、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯などの支援を必要としている方々に対して、30分程度の軽作業を100円または500円のワンコインで実施している有料サービスであり、実施は地域登録ボランティアが行う制度 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第2期酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画の完成にあたって

第1期の地域福祉計画の策定（平成25年3月）の際には、行政・社協の事務局も住民も、まさに初めての手作りの計画策定で、侃々諤々<sup>かんかんがくがく</sup>、何とか地域福祉への想いをまとめ上げたという感じでした。それから4年、計画を通して地域福祉を推進しながら、第2期の地域福祉計画の策定がスタートしたのは、平成29年2月のことでした。

第2期計画は、当然のことながら第1期計画を引き継ぐ形で策定されます。そのためにはまず、第1期計画の進捗状況を評価することから始めなければなりません。第1期計画に書かれてある行動計画の、何がどの程度達成されたのか、何が達成されなかったのか、原因は何か、などについて、関係各課への調査や地域福祉団体等へのヒアリングなども行いました。その上で、新たな地域福祉課題についても追加調査を行い、酒々井町の地域の課題・ニーズの解決に資する計画となるように心がけました。

実際の策定委員会は、福祉関係機関・団体の専門家からボランティア団体の方、大学生、公募住民まで幅広く19名の方々が参加してくれました。計画の理念からビジョンづくり、部会に分かれてのさらに具体的な解決方策の検討まで、策定委員会と部会を合わせると、18回もの会議を開催してきました。委員に皆様には非常に熱心に議論を重ねていただき、委員会では討議の成果を行政関係各課の方々とも共有・意見交換できたことは、計画に実行性を与える良い機会となったと考えています。また策定期間を通して、行政と社協の計画担当事務局は、幾度も打ち合わせや各課との意見調整を行っていただき、資料作りや素案作成等で策定委員会を支えていただきました。

第2期計画は、第1期計画を踏襲<sup>とうしゅう</sup>しつつも、より具体的な行動計画としての側面を重視しています。子育て支援や障害者福祉、高齢者福祉や介護保険、生活困窮支援制度など、横断的な課題について、行政と民間と住民が協力して取り組むための、酒々井町地域福祉の「見取り図」を意識して策定してきましたつもりです。

本計画が、これからも酒々井町で、誰もが安全・安心に暮らすことができ、その人らしい生き方ができる地域づくりのための行動計画となることを願っています。

平成30年3月

第2期酒々井町地域福祉計画・地域福祉活動計画  
策定委員会 委員長 松 山 毅



酒々井町マスコットキャラクター  
井戸っこ（しずいちゃん）

## 第2期

### 酒々井町地域福祉計画

### 酒々井町地域福祉活動計画

「みんなで創ろう ～助け合い・支え合う

福祉の町 酒々井～」

平成30年3月

発行 酒々井町健康福祉課

千葉県印旛郡酒々井町中央台4-1-1

TEL 043-496-1171

社会福祉法人酒々井町社会福祉協議会

千葉県印旛郡酒々井町中央台4-1-1

TEL 043-496-6635